

第百六十九回国
参議院法務委員会會議録第十四号

平成二十年六月三日(火曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

五月二十九日

柳澤 光美君

鈴木 寛君

五月三十日

柳澤 光美君

鈴木 寛君

六月二日

塚田 一郎君

外添 要一君

六月三日

鈴木 寛君

白 眞勲君

六月三日

山崎 正昭君

南野知恵子君

六月三日

青木 幹雄君

長谷川大紋君

六月三日

木庭健太郎君

浜四津敏子君

出席者は左のとおり。

委員長

遠山 清彦君

理事

千葉 景子君

委員

松岡 徹君

委員

山内 俊夫君

委員

木庭健太郎君

委員

小川 敏夫君

委員

今野 東君

委員

白 眞勲君

委員

前川 清成君

委員

松浦 大悟君

委員

松野 信夫君

委員

青木 幹雄君

岡田 直樹君
西田 昌司君
南野知恵子君
長谷川大紋君
丸山 和也君
浜四津敏子君
仁比 聡平君
近藤 正道君
松岡 徹君
松野 信夫君
前川 清成君

発議者 松岡 徹君
松野 信夫君
前川 清成君

國務大臣 鳩山 邦夫君
法務大臣 山口 一夫君
事務局長 米田 壯君
警察庁刑事局長 大野恒太郎君
警察省刑事局長 大野恒太郎君

本日開議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会松岡徹君外五名発議)(継続案件)
○法務及び司法行政等に関する調査(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案に関する件)

○委員長(遠山清彦君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、柳澤光美君、塚田一郎君及び山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として白眞勲君、西田昌司君及び南野知恵子君が選任されました。

○委員長(遠山清彦君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁刑事局長米田壯君及び法務省刑事局長大野恒太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(遠山清彦君) 刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○今野東君 民主党の今野東でございます。
提案、去年の十月に提出されておりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案、いわゆる取調べ可視化法についてようやく質疑をさせていただきます。ことに、私が国の刑事司法については国連人権機関から度々勧告を受けております。特に二〇〇七年の国連拷問委員会からは、未決拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如が指摘されておりました。刑事裁判における自由に基づいた有罪の数の多さに深刻な懸念を持たれております。
なるほど、警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段がありません。また、取調べ持続時間に対する厳格な制限もありません。すべての取調べについて弁護人の立会いが許されているわけでもありません。しかも、こうして取り調べる側によって作り出された自白が裁判所において許容されているというのが残念なことに事実であります。そして、その結果、志布志事件や富山の氷見事件、引野口事件のような無辜の市民の人権を著しく侵害し、罪に陥れる冤罪事件が警察、司法によって引き起こされております。

にもかかわらず、我が国は来年五月から裁判員制度を施行しようとしています。私がにもかかわらずと言ったのは、裁判員制度をスタートさせる環境は本当に整っているのだろうか、こんな状態で裁判員制度をスタートさせても混乱を招くだけではないかという疑問があるからであります。そこで、取調べ可視化法の法案提出に心血を注いでこられた提案者の皆さん、ミスター可視化の皆さんにお伺いをしたいと思います。
来年の五月からスタートする予定の裁判員制度ですが、裁判員となつた市民の心配の一つに裁判に拘束される期間の問題があります。どれぐらい拘束されるのだろうか。裁判所の説明によれば、まあ三日か四日か五日程ですなどという説明もあるんですが、しかし、警察や検察段階の供述調書に關して拷問があつたのではないかと、あるいは強制、脅迫があつたのではないかと、あるいは任意性が争われた場合、裁判が長期化して裁判員の負担が大きくなるのではないかと心配をするのですが、このような点で取調べの可視化にどのような効果が期待できるのでしょうか。
これは前川議員にお伺いしたいと思います。
○前川清成君 おはようございます。よろしくお願ひいたします。
今野先生の御質問で、今裁判員に關してお尋ねをいただきました。
可視化については、もちろん冤罪をいかにして防止するかという視点もあるんですが、私たちは、来年五月二十一日から始まる裁判員における、裁判員の皆さん方の御負担をいかに軽減する

か、こういう意味でも可視化は是非に必要だといふふうに考えております。

およそ四千人に一人の割合で裁判員ないし補充裁判員に選任されるわけですが、最高裁が平成十八年に実施したアンケートでも、七六・六%の皆さんが仕事や家事を理由に参加は困難ですといふふうにお答えになっております。今野委員の質疑の中にもありました、最高裁はおよそ七割の事件は三日で終了するといふふうに説明をしております。しかし、残り三割の事件をどうするか。

最高裁自身も、実は国民の司法参加には従来反対をしておりました。二〇〇〇年九月十二日に司法制度改革審議会に提出した意見書の中で最高裁は、国民に極めて大きな負担を求めることになる述べた上で、その一例として、〇・J・シン普森事件では陪審員は二百六十五日間隔離されてしまった、こういうふうで紹介しています。まさに現代の赤紙とならないように、裁判員の負担軽減というのは必須の政策課題ではないかと私たちは認識しています。

ところで、裁判が長期化する理由でございませうけれども、大きく分けて三つあるかと思えます。一つは、あのオウム事件のように起訴される犯罪が多数に及ぶ場合、二つ目には、鑑定の結果がなかなか出てこない場合です。一つ目の犯罪が多数の場合には、部分判決制度というのが導入されました、一応の手当てがなされました。鑑定結果がなかなか出てこない場合、これはもちろん裁判の迅速化という点では困るんですけども、裁判員の皆さん方にその間出頭してお待ちいただいているわけではありませんで、ある程度考慮しなくてもいいのではないかと思います。

三つ目が、今野委員おっしゃったように、刑事訴訟法三百九条一項で、強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留され又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができないと定められておりまして、いわゆる供述調書、捜査段階にお

ける調書の任意性が争われた場合、これは裁判が相当長期化したします。

これまでは、まず被告人質問におきまして、被告人自ら捜査段階における取調べ状況について供述させる、それを打ち消すために検察側から捜査官が証人申請をされまして、捜査官側と被告人との間で延々水掛け論が続くというのが裁判の実態でありました。この結果、例えばあのリクルート事件では一審が十三年、公判回数が三百二十二回に及んでおりますけれども、これはおおむね調書の任意性に関する審査でございました。もしもこのような裁判に市民の皆さん方が巻き込まれてしまつと、まさにお仕事があるいは御家庭が崩壊してしまうのではないかと思います。

しかしながら、よく考えてみますと、この取調べ状況というのは、私が今申し上げたように、延々と水掛け論を続けたいと明らかにならないものなのか。むしろ水掛け論をしたところではつきり分からない。だから、実際に職業裁判官でさえ、任意性で切らずに信用性で切っているというのが状況であります。

しかしながら、取調べ状況を録音、録画しておきますと、延々と時間を空費することなく、脅迫があつたか否か、不当な取調べがあつたか否か、ビデオを再現することによつて一見して明らかになります。それゆゑ、裁判員の負担を軽減するためにも、私たちは、必ず取調べの可視化、すなわち録音、録画が必要ではないかと考えています。

長くなりますが、もう一点申し上げさせていただきますと、現場のほとんどの警察官、検察官の方々は法と正義を実現するために懸命に汗をかくていただいていると思います。そんな多くの現場の皆さん方にも、これで弁護士からしようもない言いがかりのような主張が出てきても、ビデオを再現することでおかれたの正しいことがはつきりするといふふうにお考えいただいて、この可視化に歓迎をしていただけるのではないかと、そんなふうを考えています。

以上でございます。

○今野東君 一般の市民が裁判員となつて裁判に参加していく、そのときに、速やかにできるだけ負担をお掛けしないで裁判を進行していくといふ上でもこの可視化の法案、大変重要なことだと改めて思いました。

さて、今回のこの法案の大きな柱、これは取調べ段階での可視化であります。もう一つの柱が検察官の手持ち証拠についてその標目の一覧表の開示を求めている点だと思ふんですが、現行の刑事訴訟法でも既に、これは公判前手続においては一応証拠開示の方法が定められているわけですが、現行法だけでは不十分だといふことなのでしょう。あえて証拠のリストまで開示する必要性についてどのようにお考えなのか、松野議員にお伺いします。

○松野信夫君 今野委員から大変適切な御質問をいただきました。

被告人、弁護人が十分な防御を行う、これは我が国の刑事訴訟法はいわゆる当事者主義の立場に立っているわけですので、十分それぞれ武器を持つて公判廷で戦つていただく、こういう構造になつていくわけでありまして。そうすることが誤判を防ぐ大きな要因にもなるだろうと、このように思っているわけで、そうすると、大体検察官が手元に収集している証拠、これはどのようなものがあるのか、十分にやっぱり検討する機会を与えなければ十分な防御活動はできないであろう、このように思つております。

確かに、委員が御指摘のように、公判前整理手続において証拠開示というものが認められているわけですが、それでも検察官がどのような証拠を手元に置いていたのか、これがやはり明らかにならないと開示請求もできない、こういうことだろうと思ひます。そういう意味では、今回の法案で証拠のリストが開示される、それに基づいて具体的に開示を求める証拠を特定することもできる、こういうような仕組みになつていくわけでありまして。そうすることによつて十分な防御活動

ができるように、これを一つ大きく担保する役割がある、このように考えております。

付言しておきますと、一九九八年に国連の人権規約委員会が日本政府に対して勧告を行つております。それは何かと申しますと、弁護側によるあらゆる証拠資料へのアクセスを保障するよう法律と実務を改める、こういうような勧告もしているわけでありまして、こういう国際的な要請にも今回の法案というものはこたえるものだ、このように考えております。

以上です。

○今野東君 国際社会の要請でもあります。是非可視化を成立させていただきたい、この場におられる各委員の皆さんにも改めてお願いをしたいと思ひます。

これまで説明をお聞かせいただいて、この法案は裁判員制度を施行するに当たつて是非とも整備しなければならぬ法案だといふふうに皆さんお考えだと思ひますが、この法案の附則を見ますと、その第一項で「この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行」としてありまして、附則の第二項では「三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間」と、段階的な適用になつていくんですね。この理由はどの辺りにあるんでしょうか、松岡議員にお伺いします。

○松岡徹君 平等にありますがどうございませう。

附則の点でございませうけれども、今、前川委員あるいは松野委員からもございましたように、この法案の趣旨は、すべての取調べの可視化というのがその本意でございませう。しかし、附則で第一項、一年六月以内といふふうにと定めたのは、先ほどもありましたように、実は来年から裁判員制度が始まるわけでありまして、少なくともこの裁判員制度に間に合わせるということがこの法案の一つの貢献といひますか、重要な役割だといふふうにおつておりまして、第一項にこの一年六月以内といふふうにと定めたところであります。

この法案、実は昨年の十二月に我が党が参議院

に提案をいたしまして、そのことからさかのぼりますと、来年の裁判員制度がスタートするちょうど一年半、一年六月ぐらいだという目安で出したわけでありました。したがって、一年六月以内に何とかこれを、まずは長期三年以上の刑にかかわってスタートをさせていこうということでありました。

第二項の公布後三年までにというのは、実は、先ほど冒頭申し上げたように、これはすべての事件の取調べにかかわる可視化でございますので、そうしますと、軽微な事件がたくさんございまして、例えば、特に多いのが道交法による速度違反でありますとか駐車違反とか、そういったことにかかわってくるわけでありまして、それを整備していくためにも多少時間が掛かるだろうということとで、一つは三年以内。

もう一つは、それ以外に、例えば司法警察職員等々の権限を与えられている分野がございまして。例えば、民間の船舶の船長に、司法警察職員等の指定応急措置法及び大正十二年勅令の第五百二十八号によりまして、それぞれ特別司法警察職員としての職務を行うことが、権限が付与されているわけでありまして。こういったジャンルがたくさんございまして、実際、現状を見ましたら、そういった船舶の民間の船長がそういった事件に出くわしたとしても、実際は取り調べないで、帰って司直の方にそれをゆだねるというのがほとんどでございまして、直接民間の船長がその船舶内で取調べの権限を行使するという事例はほとんどゼロというふうな状況でございます。しかし、法律上その権限が与えられておりますので、そういったところを整理をしていくということが大事だということでありまして、それを第二項のところでも三年以内というふうに分けたところでございまして、以上です。

○今野東君 ありがとうございます。
さて、それでは、時間もありませんので、政府、法務省、警察庁にお伺いしたいと思っておりますが、この委員会でも度々出ております、問題にさ

れております、今日も出てくるだろうと思っておりますし、私も口にしましたが、富山の氷見事件、それから鹿児島県の志布志事件など冤罪事件が続いているわけですが、いずれも密室での取調べでその自分を強要したことが指摘されております。

警察庁、この点については間違いありませんね。イエスかノーだけでお答えください。うその自分を強要したことが事実でありますね、取調べの段階では。

○政府参考人(米田壯君) 富山の事件につきましては、その当時の捜査員の認識はともかく、結果としてこれは真犯人が別にあつたわけでございますから、自分はうそであつたと。ただし、強要したというような事実はないと承知をしております。

それから、鹿児島県の事件につきましては、その取調べにつきまして様々な問題がございまして、判決におきましてその信用性というものを否定されたということを知っておりまして、多々反省すべき点があるというふうに考えております。

○今野東君 そういふ答弁をするから可視化が必要なんですよ。

可視化をしていけばこのような冤罪はかなりの程度防止できたのではないかと思われるわけですが、政府はこのことについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。法務省、警察庁に伺います。

○政府参考人(大野恒太郎君) 御指摘の氷見事件や志布志事件につきましては、最高検察庁が検証しているわけでありまして、その中で、自白以外の証拠の吟味や、それから自白の信用性に関する検討が十分でなかったという問題点が指摘されているわけでありまして、ただいまのお尋ねは、いわゆる可視化が制度化されていけばこうした事件が防げたのではないかとということでありますので、なかなかお答えすることは困難であろうというふうに思います。

ただ、その取調べの全面的な録音、録画を義務付けることにつきましては、被疑者が録音、録画を意図して警戒する結果、真実を供述することをためらったり、あるいは録音、録画向きの作為的な発言をする等によりまして取調べの機能が損なわれ、真相を十分に解明し得なくなるなどの問題があるのではないかと考えているわけでありまして。

最高検察庁におきましては、今年の四月、接見や取調べに関する一層の配慮や、取調べに関する不満等に対する適切な対処等と内容とする取調べ適正確保策を公表したところでありますので、今後とも検察当局においては適正な取調べの実現に努めるものと承知しております。

また、取調べの録音、録画に関しましては、現在、検察当局におきまして、裁判員対象事件のうち自白事件については原則としてその全件につきまして取調べの一部の録音、録画を試行しております。これは取調べの適正確保にも資するものと考えております。

以上です。

○政府参考人(米田壯君) 先ほどの法務省の答弁と同じような話になりますが、富山事件、志布志事件共に様々な要因があつてこのような深刻な無罪事件になつていくものというように承知をしております。例えば、アリバイの吟味が両事件とも不十分でございましたし、富山事件について言えば、足跡からする犯人の足の大きさの問題の吟味とか、あるいは凶器の捜索が不十分であるとかといったことがございましたし、鹿児島事件につきましましては、例えば、その買収の原資が十分に解明されていないというような問題もございまして、そういう様々な原因の中でこのような無罪事件が起つたんであらうと考えております。

警察といたしましては、そういった点を踏まえまして、昨年、緻密かつ適正な捜査の推進についてという通達を流しまして、かつ昨年、犯罪捜査規範も改正をいたしまして、物的証拠の重視、あるいは被疑者が例えば障害を持つ方であればそう

いうことへの配慮、それから供述を過信しないといったようなそういう対策も講じておりまして、そして本年に入りまして、適正化指針で取調べの適正化に対して強力な対策を講じようということとしております。

なお、警察におきまして、本年四月三日、取調べの一部の録音、録画の試行に踏み切るということを発表をしております。

○今野東君 要するに、法務省、警察庁にとつては可視化は好ましくないのだと、成立してほしくない法律なんだということはお分かりました。

今おっしゃった警察庁が既に可視化を一部やるんだという話なんですけれども、それでは、そういうことをおっしゃるので、ちよつと通告しておりませんけれども、これどういふふうな録画、どこからするんですか。取調べ調書を読み聞かせるところから確認するんですか、その以前から録画、録音をすることになるんですか。

○政府参考人(米田壯君) 先ほど言いましたその四月三日試行を表明した警察庁の一部録音、録画でございますけれども、これは刑事裁判において、特に裁判員裁判におきまして迅速かつ効果的な立証が可能になるように、そういうことを試行をして、そしてその効果を検討しようというものでございまして。

それで、現在考えておりますのは、調書を作成をいたしまして、その調書の内容を被疑者に読み聞かせ、そして署名押印を求めている状況、さらにはその自白内容に間違いがないこと等を確認している状況を録音、録画することとしております。

○今野東君 そんなものは何の役にも立ちません。無理やり自白をさせて、そして調書を取つて、それを読み聞かせて、読み聞かせるところからスタートをするんです。その以前が問題なんじゃないですか、志布志にしたって氷見事件にしたって、何の反省もしないということがこれよく分かります。

この委員会は残念ながら全国放送されておりません。インターネットでは放送されているのかな。これを御覧の皆さん、国民の皆さん、こういうふうに法務省やあるいは警察庁が反対をしている法律こそ必要なのであります。私はそう訴えておきたいと思っております。

さて既に警察でも一部おつしやつたように可視化が導入されている。恐らく何の役にも立たないだろうと思います。都台の悪いところは撮らないで、そして調査だけ読み聞かせるところからスタートするなんて、そんなもの可視化でも何得もありません。警察段階での取調べがより重要なのであります。志布志の事件にしたって氷見事件

にしたって、そこが大事なんじゃないですか。無理やり強要させたんじゃないですか。そこを撮らないで、それ以降のところを撮って何の役に立つというんですか。警察段階でいったん虚偽であっても自白を強要されてその旨の供述調書が作成されてしまいますと、検察段階では抵抗する気力も失ってしまつて捜査官の言うままになつていくケースも非常に多い。氷見事件がこの例でした。そうなりますと、警察での全面的な可視化こそ

重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。もう一度今のところを確認したいと思いますが、今後、どのように可視化を進めますか。それとも、自分のところだけ都合のいいように調書を読み聞かせるところからスタートさせるんだということを主張するんですか、お尋ねします。

○政府参考人(米田壯君) 取調べの適正化につきましては、警察庁におきましては適正化指針を策定をいたしまして、現在その実行段階でございます。これは捜査とは別の総務、警務部門に監督の組織を置きまして、取調べの監督対象行為と私ども呼んでおりますが、そういうチェックポイントをチェックをいたしまして、そして内部の自浄作用を発揮いたしまして適正化を図ってまいりたいと考えております。

一方、裁判員裁判が来年いよいよ施行をされます。その裁判員裁判におきまして迅速かつ効果的

な任意性の立証をいたしまして、そして、先ほどから御議論になっております水掛け論といったものを防ぐという点からも録音、録画の試行に踏み切りまして、そしてその効果を検証しつつ、より良い方法を探ってまいりたいと、このように考えているわけでございます。

○今野東君　そういう子供だましみたいなことを、可視化可視化つて世間がうるさいから、一部だけちょんちょんちょんこうやっておいて、そしてごまかしておこうという手口は、もうこれは認められませんよ。是非この可視化について、この委員会でも大臣にも御理解いただいて成立をさせていいただきたいと思えますけれども。

適正化指針というふうに言うんだけど、だから大丈夫だみたいな言い方をしますけれども、しかしそれでは、拘束をしている方法とか、代理監獄とか、弁護人を全部の取調べに立ち会わせるとか、そういうことが、氷見事件や志布志事件から反省していなければならないことが全く盛り込まれていないじゃないですか。だから私たちは可視化が必要だと言っているんです。時間がありませんから、これ以上の残念ながら議論はできません

それから、取調べの撮影方法についてですけれども、アメリカの研究者でラッシュターというオハイオ州立大学の教授がいらっしゃるんですが、この撮り方についても大変重要なんです。要するに、被疑者だけをフォーカスする、アップして撮

る、そして取調へ官は全体の風景の中で撮るという撮り方では、これは自由の任意性や信用性、有罪無罪の判断に関して望ましい取調べの方法ではないという結果が出ているんですね。つまり、被疑者だけがアップされて、そこに大きく映されているという強迫感、これは正しい撮り方ではないということを書いてあるわけです。

検査で一部可視化が進んでいて、私たちも視察に行きました。これもやっぱり被疑者を大きく撮って、そして全体を、今度は取調べ官は全体のこの風景の一つとして存在しているというふうで

取り調べる側がどんなに怖い顔をしているか、どんな言葉を発しているか、そのことをきちんと撮っておく必要があるんです。だから、撮り方というのも大事なのだということを私はここで提起しておきたいと思います。

もう残り時間二分になりました。

大臣、これまでのこの短い時間のやり取りを聞いていただいている、可視化というのが大変重要なのだと、しかも、調書を読み聞かせるなんていう中途半端なところからじゃなくて、最初の段階から録画、録音をしておく必要があるのだということ、警察にとっては正しい公正な取調ををして

いれば、何の、何のマイナス点もないわけだということとはよくお分かりだろうと思いますが、全体のこのやり取りをお聞きいただいてどのようにお感じでしょうか。

○**國務大臣(鳩山邦夫君)** 要するに、一番大事なことは何かと。それは幾つもあるのかもしれませんが、それは、水見事件とか志布志事件のようなことがあつてはならないと。でつち上げだと思われちゃうような結果を招くような取調べがあつた

とするならば、これは真剣に反省をして、出直すような気持ちで警察も、場合によっては検察も努力を開始すべきだと思っております。

ただ、もう一つ大事なことは、我々国會議員全員の課題であることは犯罪をなくすことだと、犯罪の少ない治安のいい世の中をつくることである

ことは間違ひがありません。そのためには、犯罪が現実に行われているわけですから、多数存在をする、凶悪犯罪もある、この犯罪が真相が究明をされて正しく裁かれることが治安のいい国をつくるためには非常に重要だと思つてゐるわけでございます。

そういった意味で、今の今野先生のお話を聞いて

ておりましてつくづく思うことは、それは犯罪を少なくしようという思いは同じだと思えます。まあ私、使わないと言った言葉ですが、冤罪をなくすということも大変重要だと、私はよく理解をし

ておりますし、その点については警察も検察も反省の上に立つて適正確保方策を出しましたし、私も反省して謝つたこともあるわけですから。

ですが、全面的に可視化をすると真相の解明に支障を来すというのが私どもの基本的な考え方であつて、真相が解明されなくなると。我が国では

取調べというものが刑事司法手続の中で非常に大きな比重を持っている。それは、おとり捜査も潜入捜査も通信傍受も司法取引も、そういうことはやってはいけない。それは、ヨーロッパ、アメリカとは相当違う刑事司法制度を持っている国の中で、取調べの重みというのは非常に大きいわけですから、これを全面可視化して、黙ってしまっ

て、あるいは演技をしてみましょうとか、あるいはブライバシーに関する話ができないとか、心の琴線が触れ合うような説得や話し合いができないとかとなつて、これが真相の解明を阻害をして、犯罪が言わば証明されないで犯人が笑うというような結果が絶対起きてはならぬなど、こういう価値も考えていかなければならないというのが私の考えでございます。

○委員長(遠山清彦君) 今野東君、質疑時間が終

局しておりますので、簡潔におまとめください。

○今野東君 警察の一部可視化ということについて最後に言いたいのですが、国民の皆さん、でっち上げの場面となる可能性のあるところを撮ろうとしないというところに当局の非常に不遜な態度があるとは思います。指摘させていただきます。

大臣 私は大臣の性格大好きですけれども、今日の考え方はちよつと違います。可視化こそ裁判員制度をスタートさせるについては必要だという実感を改めていたしました。

ありがとうございます。

○西田昌司君 自民党の西田昌司でございます。今大臣が御答弁いただきました、まさに私が申

し上げたことを既に鳩山大臣の方から御指摘いたされたんですけれども。

今回のこの刑事訴訟法の一部改正の法律案、いわゆる冤罪防止、そのきつかけとなつたのがあの

水見、志布志の事件であつて、我々自民党の中

も実はこれPTをつくりまして非常に熱心に議論をしてきたわけです。しかし、その中で、結局やはり可視化ということが冤罪防止のための決定的な解決手段ではない、むしろそのことによって非常に大きな問題点があるんじゃないかと。そのことを考えますと、これはやっぱり全面可視化ということには賛同できないということで、我々自民党自身は、可視化というよりも、まず捜査の適正化確保策をこれを提言して、それぞれ実行してもらうように言つたわけなんです。私は、今の民主

党さんの質問、やり取りを聞いていまして非常に疑問に思いますのは、まさに我々自身がそういう同じような意識であつたんですけれども、その中からPTでやつてきたんですけれども、先ほど大臣がおつしやつたように、やはり安心、安全の治安のいい町、国というのを望んでいるんですよ。

この可視化によつて、逆にその巨悪が解明できないと、本当の真実が知れなくて、結局は犯罪者をやり得て逃がしてしまうということになつてしまふんじゃないかと、こういう議論はなかつたんです。まず、民主党さんの中でそういう議論がされなかつたのかどうか、そこをお伺いしたいと思ひます。

○前川清成君 私、二〇〇四年の七月に当選させていだいたんですが、その年の十一月十七日に奈良市の富雄北小学校の小学一年生の女の子が二回の性犯罪の前科を持つ男によつて誘拐されて殺されてしまふという大変痛ましい事件が起きました。その事件が発覚したその当日にこの法務委員会が当時の南野法務大臣にもお尋ねをさせていだきましたし、それ以来、この法務委員会でもあるいは予算委員会でも、安心して暮らすことができる安全な社会、私も今二人の子供の子育て真っ最中ですけども、朝元氣に出掛けていった子供たちが夕方また元氣に帰ってくる、おなかをすかせて、時にはどろんこになつて帰ってくる、

この親としての当たり前の幸せを守ることこそ今政治に課せられた最も大きな仕事の一つだと、私も西田先生同様と考えています。

だから、治安を守るためにこそ警察にも頑張つていただかなければならないという質問も度々させていだきましたし、真相を解明するためにこそ私たちはこの可視化を実現しなければならぬと考えています。

なぜ真相解明のために可視化かと申しますと、捜査の実態ですが、犯罪の嫌疑があるというふうな疑われた者はまず逮捕されて、七十二時間、そして十日間プラス十日間、合計二十三日間、一つの罪名で身柄を拘束されることになりまふ。しかも、起訴後も否認していただければ、自分の罪を認めていなければ、これは本来の法律の趣旨とは異なつて、罪証隠滅のおそれがあるとかあるいは証人威迫のおそれがあるという理由で保釈を認めない、いわゆる人質司法と言われる実態があります。このために、今の逮捕、勾留は、本来、当事者主義訴訟の下では裁判の準備のための身柄拘束であるにもかかわらず、取調べのための身柄拘束になつてしまふ。これは厳然たる事実であります。

その上で、捜査官の皆さん方は、例えばあの富雄北小学校の悲惨な捜査現場を見られた、あるいは遺族の……

○西田昌司君 弊害について聞いているんです。

○前川清成君 今から申し上げまふ。あの遺族のあるいは家族の皆さん方の厳しい処罰感情に接せられるわけです。当然、捜査官の皆さん方は正義感ゆえに厳しくその被疑者、被告人と向かい合うことになりまふ。しかしながら、その被疑者、被告人である人は、罪を犯したというふうにはこれは全知全能の神様が認めたわけではなくて、認めたわけではなくて、（発言する者あり）いや、これがその真相解明で一番大切なところですから、必ず説明させてください。（発言する者あり）

○委員長（遠山清彦君） 前川君、質問にお答えく

ださい。

○前川清成君 はい。弊害については、何にもありません。むしろ、むしろ可視化をしなければ弊害があるということを申し上げたいのであつて、取調べをして、無理やりに密室の中で二十三日間強引に取調べをして、うその自白をさせて冤罪を生んでしまつたならば、真実の犯人は、先ほど鳩山大臣がおつしやられたように笑つて大手を振つてしまふわけです。真犯人が処罰されないんです。これこそ、治安にとつて最も悪い影響を及ぼすことになりまふ。

裁判というのは神様がするんじゃないで、だからその結果、私たちの歴史は、たとえ百人の有罪者を逃がすことがあつても、一人の無辜の者を、無罪の者を罰してはならない、そういうデュープロセスの思想でやつてきたということを認識する必要があります。ではないかと私は考えまふ。

○西田昌司君 時間が限られてるんで、民主党さんの方は提案者として先ほどこの利点を述べられてるんです。それはもう聞いたんです。だから、今利点聞いてないんです。

私たちが言っているのは、この可視化によつて、全面可視化によつて捜査自体が成り立たなくなつてしまふんじゃないかと、その弊害について民主党さんは議論したのかと聞いたんです。そうすると、あなたが今答えられたのは、そのことに一切答えられずに、私がもう一度催促したら、これは弊害はないと、こういうことをおつしやつてゐるわけですよ。だから、私言っているのは、この利点を聞いてるんじゃないんです。弊害があることがそもその問題だと言つてゐるんです。

例えば、この一番の問題は、今あなた方がおつしやつてゐるのは、まず冤罪をこれで食い止めることができるのか、先ほども、これが国際的な基準とかいうところから考えてもいかがなものかと、いろいろ先ほども答弁でおつしやいましたけれども、しかしこれは、先ほど鳩山大臣もちよつとお触れになりましたけれども、元々ほかの外国

と捜査のやり方自体が違うわけなんです。日本においては、司法取引もなければ、通信傍受もなければ、まさに逮捕者からの自白に基づいて、そこからまた証拠固めをしていく。こういう捜査手法を取らないと、実際問題犯人を捕らえ、（発言する者あり）静かにしなさいよ、あなた方、答弁時間私のものじゃないですか。答弁じゃない、質問です。

それで、一番大事なはそのバランスなんです。すね。ですから、例えば、日本の方でこの捜査をちゃんとした犯罪者を逃がさないようにするためには、民主党さんの方で例えば今言つた通信傍受を認めるとか、司法取引を認めるとか、おとり、潜入捜査を認めるとか、そういう考えが片つたあつて、それで片つた方での捜査の全面可視化というものでやつていこうという議論があるんならまだ私は分かるんですけども、今聞いていると、そんなことまさに全然議論の対象になつてないじゃないですか。まさに、自分たちの中でおつしやつてゐるのは、これについて弊害ないとおつしやつた。

だから、質問に答えてください。この全面可視化することによつてそういう弊害があるということとを党内の中で議論されなかつたのか、そのことだけ言つてください。その部分で、そのバランスであるというなら分かるんですけども、今あなた方の答弁でしたら、そのことについて全くなきがごとき言われてゐるんです。だから、質問に答えてください。

○前川清成君 今お答えしたとおり、真相を解明するために、笑う犯人がいなくなるために可視化が必要だ、こういうふうにおつし上げてゐるのであつて、可視化によつて真相解明については何ら支障は生じないと、私たちは検討の結果、そのような結論に至りました。

○西田昌司君 いや、これ、とんでもない話をおつしやつてゐるわけで、先ほど今野委員が、是非これは国民の皆さん方に聞いていただけたとおつしやつたけれども、私も全く同じ気持ちですよ。

是非、全国の皆さんに、この民主党のおっしゃっている案がいかに現実離れたでたらめか、この捜査の可視化によって捜査に支障が生じないなんてことがこれあり得るんですか。刑事局長、ちよつとおっしゃってください。これ、とんでもない話だと思ふんですよ。

○政府参考人(大野恒太郎君) ただいま委員が御指摘がありましたように、日本の捜査手続の中におきましては、諸外国で認められているような強力な証拠収集手段、例えば、通信傍受あるいはおとり捜査、秘密捜査、潜入捜査、あるいは司法取引等が認められていないわけでありまして、

そうなりますと、勢いやほり関係者を取調べの過程で説得して事実をしゃべっていただく、その中でまたいろいろ裏付けをして事実を説明していく、そういうやり方によらざるを得ないわけでありまして、

例えば組織犯罪を例にお考えいただければというふうに思ふわけでありまして、直接の実行行為者がたまたま逮捕されていても、それに対して組長等が指示を与えているという場面があり得るわけでありまして、実際にビデオカメラを向けられた状況の下でそうした上層部の指示というものを果たして供述し得るだろうかという点については大変疑問に思ふわけでありまして、

実際に様々なもろろ工夫をして説得に努めるわけでありまして、しかし反面、それは被疑者の側からすれば、言わば組織に監視されているというにも等しい状況になりまして、やはり取調べによる真実解明には支障があるんだろうというふうに考えておるところでございます。

○西田昌司君 今具体的に、例えば組織犯罪の場合のことを例に取っておっしゃいましたけれども、この問題一つそうですよ。

例えば、今ここでこのまま話を全面可視化になつていたら、今のような犯罪は、まさに親分のことを指してしまふ、それが公になつてしまふとまさに自分の命自身が危なくなつてしまふ、だから

と言えない、だからそこには載せないでください。ねと、調書には載せないで、その聴き取りだけして、そのことを基によつて様々な取調べをしてまたそれを逮捕できると、こういうことの積み重ねやつていくわけですよ。

全面可視化するとそれができなくなつてしまふおそれがあるんですよ。それいいんでしょうか。そのことについて議論されて、担保されるものがあるんでしょか。

○前川清成君 委員先ほどお述べになりましたように、この委員会室も撮影されて、録音、録画されていきます。じゃ、真実が話せないんでしょか。録音、録画されても真実を話す方は真実を話すと思ひます。そもそも報復を恐れるのであれば、録音、録画されていても供述しないはずであります。

○西田昌司君 この委員会の審議を取調べ室と同じように言うのは失礼ですよ。全然次元が違うじゃないですか。

これはお互い対等の立場で言っているんですよ。ところが、皆さんよく考えていただきたいの、犯人、容疑者と取調べ官がこれ対等で、そしてにこにこお客さんを扱っているように、怖い顔をしているのはどうかという話も言われているけれども、そんな形で実際取調べができるんですか。それこそ民主党が言っている議論がいかに暴論かということをまず国民の皆さんに知っていただきたいですよ、私は。

その上でもう一つ申し上げましょう。昨日、昨日というか今日、私、ニュースで見ましたけれども、川越で何かバトカーが追いかけていて、立てこもっている事件があるんですよ。何か強盗を行ったんですか、その跡を追いかけていて、一人捕まりましたけど、今まだ朝のニュースでは立てこもり中だと言っていました。当然現場でこれ逮捕されました、一人。そこで、現場で警察はどうするんですか。取調べするんでしょ、そこで、逮捕したときにそこで取調べをして、それがまた調書になつてくるはずなんです。

ところが、民主党さん、皆さん方が出した法案では、これすべての取調べについて全部可視化しろと。そのためには、これどう書いてあるんですか、「映像及び音声記録媒体に記録しなければならぬ」。この場合においては、同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録する」という、非常に大掛かりな記録装置をもつてしなければできないわけですよ。

だから、そうした場合、こうした現場での対応に、できるんですか。実際に現場で調書が取れないとなつてしまふおそれがあるんですが、これどう考えておられるんですか。

○前川清成君 今おっしゃったように、取調べ室とこの委員会室とは次元が違うんだ、捜査官と被疑者とは対等な立場でないんだとおっしゃる発言こそ自身が私は大変問題だと、憲法の考えているデュープロセスを全く御理解しておられないのではないかと思ひます。

捜査は、現在の刑事訴訟法においては、被疑者は取調べの客体ではありませんので、まずその点の憲法の三十一條以下の刑事訴訟に関する、三十一條から四十条までの詳細な人権規定を御理解をいただかなければならないと思ひます。

○松野信夫君 少し補充させていただきます。西田委員の御指摘の中で、少し誤解をしておられるのではないかと思いますので、前提の点について御指摘をしたいと思ひます。

日本の捜査手法というのが非常に限定されている、こういう御指摘がありました。だから取調べが必要だと、こういう御指摘なんです。その中で、例えば盗聴も認められていないとか、おとり捜査も駄目だとか、司法取引もされていないとか、こういう指摘がありました。確かに、我が国は司法取引はこれは採用していません。ただ、それじゃ通信傍受全くしていないかという、そんなことないわけで、既に平成十一年の八月の法律で、いわゆる通信傍受法、盗聴法、これが制定されているわけですね。これは裁判官から発付さ

れる傍受令状に基づいて、令状によつて可能になつていくわけですから、されてないということはないわけですね。それから、おとり捜査についても、全くされていないかという、そんなことないわけで、一部のおとり捜査についてはこれは最高裁判所も認めているわけですね。余り細かく言うのもあれですが、これ、最高裁の決定の平成十六年の七月十二日について、大麻の取引についておとり捜査がなされたんですけれども、これは刑事訴訟法百九十七條の任意捜査として許容されると、おとり捜査をしたけどこれは適法だと、こういうふうな裁判例もあるわけで、全くされていないということではないわけですね。

○西田昌司君 そんなことより、今言った質問に答えてくださいよ。

○委員長(遠山清彦君) 簡潔にお願いいたします。

○松野信夫君 捜査が限定されると言うけど、アメリカの場合は捕まえてもすぐ釈放する、日本はなかなか釈放しない、人質司法ということで取調べだけやると。だから、そういうバランスを考えなきゃいけないと、バランスを考えなきゃいけないという、これはちゃんと指摘したいと思ひます。

○西田昌司君 さっきから言っていますが、私が言ったことに答えていただかないと議論にならない。

だから、今言ったのは、例えば、皆さん方が言っている方法だと現場の取調べができなくなるんじゃないのかということをやっているんですよ。そのことについて言ってくださいよ。できるんですか。この形でできると言っているんですか。どういう形でできるんですか。

あなたの方の法案の中なら、これすべての取調べはですよ、これ撮らなきゃならないじゃないですか。だから、取調べのときにその装置を持つていくということをおっしゃっているわけですか。ど

いう意味なんですか。

○松野信夫君 ちよつと質問の趣旨が必ずしも判明しないんですが、要するに、我々の方は、取調べ室にビデオ録画できる装置をちゃんと用意しないとい。これは悪いけどアメリカでも韓国でもやっているわけですよ。我が国の科学力がアメリカ、韓国にそんなに劣るとは我々は到底考えられません。取調べ室にちゃんとそういう装置を置けばいい、それだけの話です。

○西田昌司君 だから、取調べ室だけで取調べしているんじゃないと言っているんですよ。今警察の現場でやっているのは、取調べ室だけじゃなく、現場でもあれば、そこで任意の話も全部あるんですよ。

実際の現場の話をしてあげてくださいよ。この法律ができると、そういう現場の話ができなくなるんじゃないかということ言っているんですよ、刑事局長、答えてください。

○政府参考人(米田壯君) 今、西田委員がおっしゃっているのは恐らく、例えば誘拐の現場でも何でもその犯人を取り調べて、そして人質の在りかを探るとか、そういったような場面ではないかと思ひます。その場合は、録音、録画資機材をまさか、どこにその現場が設定されるかさっぱり分からないわけですから、持っていて調べてるかそれを使うとか、そういったことはもう恐らく不可能であろうというように思っております。

○西田昌司君 今言いましたように、民主党の案というのは、本当に現場の対応を今どうしているかということをはほとんど無視というか分からないままに、とにかく可視化すれば良くなるという思い込みが非常にきつ過ぎると思うんですよ。

それで、例えば裁判員制度の話もおっしゃいましたけれども、私は裁判員制度は基本的に賛成でございせんが、決まっちゃってしまっているんですが、しかし、この制度ができた根本にあるのは何かという、いわゆる法曹の方々、難しい試験を受けて、法曹試験を受けて通った方々ばかりなんだけ

れども、その方々が余りにもオタクの議論になつてしまつて国民の常識というものが無いんじゃないかと、まさに国民の常識というものをもう一度取り戻そうと、そこから始まった話だと私は理解しているんですよ。

ところが、この皆さんの言う話でいうと、取調べの方法も含め、何かそれこそ犯人の人権ということをお考えになつて、犯人じゃない、容疑者の人権ということを考えられる。これはもちろん大事なことはあるけれども、もっと大事なことはどうして治安を守るかと、こういうことなんです。で、そのことが欠けているという、その国民の一番の常識が欠けていると思うんですよ。

そこで、こういうことも含めて、やはり大臣、今日来ておられますけれども、冤罪防止ということが一番大きな問題で、いろいろこれは法務省なんかも考えてこられたと思うんですけども、その辺につきまして、今の議論も含めて、大臣に御答弁していただきたいです。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 西田先生のお話は基本的には非常によく理解できることでございまして、この全面可視化の問題については、もう衆参十回、二十回と委員会でも質問を受けていると思うんです。で、いろいろな質問を聞いたことがありますが、いわゆる容疑者以外のでも可視化しろという質問を受けたこともあります。ですから、私は例えば犯罪の疑いがあつて逮捕した、その場で話を聴くこともあるでしょうと、これもやっぱり捜査の一環の取調べでしょうと。そこまで全部可視化ということであれば、現実には可能であるかということも考えるべきではないですかという答弁を衆議院が参議院がでしたことがあるんですよ。

で、西田先生のお話はその点に触れるものではないかなという気がいたしまして、現実問題というのでも考えたと思つておりますが、私は、先ほど申し上げましたように、それは、全く無実の人をまるででつち上げたような形で裁判が行われたという例が現実を生じてしまったということについては本本当に真剣な反省をしなければならな

と。それは、今、容疑者の人権とおっしゃったけれども、冤罪は絶対あつてはならないという一つの巨大な価値があると。

しかしまた、こちらに物すごい巨大な価値があるのは、治安のいい国家をつくるということであつて、そのためには先ほど組織犯罪の話が出ましたけれども、全面可視化と、もう逮捕からすぐ全面可視化ということで本当に真相が解明できるかどうか。黙つてしまふ、演技をする、プライバシーに関して話し合うことすらできないというような状況の中で。私はやっぱり、我々でも、もちろんこの委員会はそれは国会テレビで流れているかもしれないけれども、いわゆるぶら下がりカメラを向けられますと多少心境は変化しますからね、我々のように慣れている人間で

だから、今までの部分的な可視化についての御批判はそれはよく承りましたし、全然分らないわけではありせんけれども、やはりその感想を聞きますと、緊張してしゃべらなくなつた、あるいは急に言葉を選んで物を言うようになったとかいろいろな報告がされておるものですから、とにかく冤罪は絶対いかに、全面可視化によつて取り逃がし、結果としての取り逃がしがひどく増えるのではないかとこの大きな不安を抱いております。

○西田昌司君 今、大臣おっしゃったように、やはり弊害があるということこそ是非民主党の皆さん方にも御認識していただきたいんですよ。その中で、じゃどうすればもっと良くなつていくんだと、これはやっぱり我々自民党も何も冤罪がいいなんて思つている者だれもないんですよ。現実問題でももう少し折り合いが取れた話ができるんじゃないかと思つてますよ。

ただ、これが全面可視化すればすべて解決してしまうという、それはちよつと私は思ひ込みではないかと。現に、現にですよ、今のこの捜査手法が全部私は正しいとは思ひませんよ、それはもち

ろん、問題もあるだろうと。しかし、それは、その上でそれぞれ捜査に当たる捜査官が、やはり自分たちの行つていいる仕事というのがいかにこれ重要で、これもし間違つてしまつたらそれは国民の信頼を損なうだけじゃなくてその人そのものの人権侵害にもなりますし、自分たちの組織自体の信頼を失つてしまふことにもなるので、もう一度、そういうことは捜査員、捜査官一人一人のモラルに基づいて是非これはやつていただきたいということとを申し添えておきたいと思つてます。

同時に、先ほどから水見事件、よく志布志事件も話になるんですけども、水見事件の場合は非常に私もこれ残念な事件というが、少々奇妙なところがありまして、そもそも真犯人が後で見付かつた、こういう事件なんですよ。だから、これは本当にとんでもない事件ではあるんです。しかし、なぜその真犯人が見付かつたのかということ聞いていくと、別の事件で逮捕した人間が警察の取調べで分かつてきたわけですよ。まさに今の取調べの方法によつて実は真相解明されたという一面があるわけですよ。

もしこれが、(発言する者あり) いや、冗談抜きに本当ですよ。もしこれを全面可視化で、この一定の捜査だけをやるような形の捜査手法でやつていくとこれはできたのだらうかと、実はそういう気がするんですよ。

だから、ここは実際捜査に当たられた警察に聞きたいんですけども、今のもし全面可視化になつていたら逆に水見事件の犯人は見付からなかつたんじゃないかと私は、素人考えでありますけれども、素朴な疑問が、思ひます。是非お聞かせいただきたい。

○政府参考人(米田壯君) 確かに富山の水見事件につきましては、鳥取県警察におきまして捕まつた真犯人、これが富山の事件も自供し始めまして、そして富山県警察に身柄を移して、取調べをして全面自供に至つてこのような事実が発覚したというものでございまして、全過程可視化していただけないでなかつたのではな

いかと。先ほどちょうどその逆の、全過程可視化していただこうという無罪事件は起こらなかったのではなかろうかというお話がございまして、言わばそれは仮定の問題で様々な要因があると申し上げましたけれども、そういう意味ではこれはそうすれば必ずそうなるというものではございませんが、ただ、取調べの全過程可視化というものは取調べの機能を大きく損なうということとは間違いのないところございまして、そういう中であるいは真相の解明というもののこの事件についても支障を来したという可能性はあるのかというように考えております。

○西田昌司君 国民は笑っていますよとあなた方はおっしゃっているけれども、もつと真剣に考えなきゃ駄目ですよ。捜査というのは、現実、(発言する者あり) いやいや、あなたがこちらの方に言っているから言っているんですよ。

要するに、捜査というのは実際に犯人挙げていくためには、虚々実々織り交ぜ様々な情報を得ていかなければならないわけです。その中で人権守るのは当然のことだと。しかし、そのことによつて、全面可視化によつて、じゃ人権が守られ、そしてすべてがうまくいくかというと、そうじゃない部分がかなりあるんじゃないかというのを今ずっと述べてきているわけです。そのことを真摯に受け止めるべきですよ。笑っている場合じゃないんだよ。(発言する者あり) そんなこと言っていないじゃないか。いいかげんにしなさい、あな。

だから、私が申し上げたいのは、こういう捜査の可視化ということの意図は私は分かります。冤罪をなくしていくことというね。しかし、そのことによつて今たくさん問題点を取り上げましたけれども、結局のところ、このことによつて、皆さん方の言っている法律を通してしまおうと現場でまづ取調べができなくなってしまうおそれが多分にあると。そしてさらに、この真相を究明、解明していくための方策がこれ奪われてしまう可能性が非常に高い。結果として、これは治安を守ること

ができなくなってしまうと。

したがいまして、我々はこのことを賛成するわけにはいかないし、是非、民主党の皆さん方にも本当にこの捜査の可視化だけじゃなくて全体としてバランスの取れた国民の常識にかなうものを提案していただきたい。そうでない、皆さん方がおっしゃる話は今テレビに映って、恐らくこちらが非常識なことをおっしゃっているかは国民が理解していただけたらと思いますけれども、是非やっぱり常識にのつとつた提案をしていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わりたいと思ひます。

○木庭健太郎君 私ども公明党も、この可視化の問題、様々な検討もさせていただきまして、また水見事件、志布志事件等、そういった問題を抱えて、私たちの党も、三月十四日です、今年の、刑事手続全体の在り方との関連を踏まえて取調べの全体の適正化を図るため、取調べの可視化に加えて弁護人の立会いの保障や早期の接見交通の確保等と内容とする、あるべき取調べの適正化についてという提言を取りまとめさせていただいて、法務省、警察庁に申し入れもしたところでございます。それを受けて、四月三日、最高検察庁が出されたのが取調べ適正確保方策でございます。また、警察庁も平成二十年度中の取調べの録音、録画の試行をそれぞれ発表もされたわけでございます。

今回、民主党から全面可視化を目指す、目指すというか全面可視化の刑事訴訟法の一部改正案が今回出されたわけでございます。私どもも将来的な全面可視化の方向性ということについては共通するものがあると思ひます。あると思ひます。ただ現段階で、先ほども御指摘がありました、日本の捜査方法の問題、そして今の捜査の現状を考えたときに、直ちに全面可視化ということが果たした本当に我が国の司法の中で正しい判断であろうかどうかということについては、いささか疑問を持っているというのが今の我が党のスタンスでございまして、まず検察、警察もそ

れぞれ可視化の方向で取組を始めたばかりであり、我々、これらの施策、可視化だけでなく、その他の適正化で警察、検察が今歩み始めたその施策の十分な検証を行う必要もあると、こういうふうに認識もしております。ございまして、まず法務省、警察庁にそれぞれ、様々な問題を抱えた上でどう取調べの適正化を図っていくかというのか。概要を簡潔にそれぞれまずお聞きしておきたいと思ひます。

○政府参考人 大野恒太郎君 ただいま委員が指摘されました公明党の三月の提言の趣旨を重く受け止めて、法務・検察当局におきましては、四月三日に接見や取調べに対する一層の配慮、あるいは取調べに関する不満等に対する適切な対応等と内容とする取調べ適正確保方策を公表したわけでありまして。

概要でありますけれども、まず被疑者と弁護人等との間の接見に関する配慮であります。取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合には、その申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡する。また、取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合には、できる限り早期に接見の機会を与えることにする。そして、そうした経過をすべて記録するとされたわけでありまして。

また、取調べに当たつての一層の配慮といたしましては、刑事施設等における所定の時間帯における就寝、食事等への配慮、あるいは取調べ時間への配慮、取調べ時の休憩への配慮、問答式の供述調書の活用等を決めております。また、取調べに関する不満等に対する対応策であります。取調べに関し被疑者あるいは弁護人等から不満等の陳述、申入れがなされたときには、上司がその内容を把握し、速やかに所要の調査を行つて必要な措置を講じるとともに、調査結果等を記録にとどめる、組織的に対応することにしたわけであり。また、その結果等につきましては、捜査、公判の遂行に与える影響等を考慮しつつ、可能な範囲において被疑者、弁護人等に説明を行うこと

とされております。そのほか、取調べ状況報告書を作成した際には、その内容を被疑者に確認させ署名指印を求めることとされております。

公明党からは、取調べの録音、録画の試行に關しまして、裁判員裁判対象事件のうち一般に任意性が争われやすい事件については、原則として録音、録画を実施するような御提言をいただきました。この点につきましても、検察は本年の四月から、裁判員対象事件のうち自白事件につきましては、組織犯罪と一部の例外を除きまして、原則として全件について録音、録画を実施する本格的な試行を開始しております。

検察当局におきましては、今後、こうした方策を確実に実施することによりまして取調べの適正確保に努めてまいりたいと、こう考えているわけでございます。

○政府参考人 米田壯君 警察庁におきましては、本年一月二十四日、取調べ適正化指針を策定をいたしまして、そして本年三月、この実施のための取調べ適正化のための監督に関する規則、国家公安委員会規則を制定をいたし、また犯罪捜査規範を四月に改正をしたところでございまして。

この内容は、先ほどから答弁で申し上げておりますけれども、捜査を担当しない総務、警務部門が取調べのチェックを行うということをする内容とすることとでございます。

(委員長退席、理事山内俊夫君着席)

また、犯罪捜査規範改正によりまして、現在までは身柄拘束被疑者だけですが、任意捜査段階の被疑者に対しても取調べ状況報告書を作成をし、そしてその正確性の担保のため、その取調べ状況報告書に被疑者から署名指印を求めるということにしております。

接見につきましては、これは検察と同様でございまして、取調べ中において弁護人等と接見したい旨の申出があれば直ちにその申出があった旨を弁護人に連絡する等、弁護人等との接見に一層配慮するというのを本年五月八日、通達をしていくところでございます。

また、録音、録画につきましては、裁判員裁判における自由の任意性の効果的、効率的な立証に資する観点から、検察庁による試行の検証結果もしんじやくしながら、今年度から取調べの一部録音、録画の試行を実施することとしたものでございます。

○木庭健太郎君 法案提出者にお伺いを幾つかしておきたいと思うんです。

この法案を出すまでに様々な検証もなさったと思うんですが、その中でまず冒頭お伺いしておきたいのは、今捜査機関側からいろんな意見が出てきたわけですね。これを全面可視化することについてはこういうことがあるよ、こういうことがあるよということがあつたわけでございます。こういう調査というものを民主党としてはどうなさつたのかをまずちょっと伺っておきたいと思うんです。

○松岡徹君 そもそもこの法案を提出するに至つての、参議院で提出する動機と申しますかきつかけは、木庭先生も御存じのように、氷見事件あるいは志布志事件でございます。しかし、こういった自由の信用性が問われる裁判、あるいは冤罪を生み出すあるいは生み出してきた様々な過去の事件の中で問われるのが自由の信用性でありまして、その自由が取られるのが取調べなんです。

民主党としては、過去に二〇〇三年の段階で、衆議院ですけれども、党として弁護士会の立会い権を付与する法案を提出いたしました。そのときにも、そのきつかけはそういう取調べをどう公平にするかと、防衛権も含めて与えていくかという観点でございます。その翌年の二〇〇四年に、それに今度は可視化という法案を同時にプラスして提案をさせていただきました。

いずれも衆議院ではそれぞれ解散等によつて廃案になったという経過がございますが、今回もそういう議論を積み重ねた上で出したわけでありまして、同時に、附則にありますように、来年から裁判員制度が始まります。過度の市民裁判員に負担を掛けることのないように、あるいは裁判が

迅速に行われるようにということで、可視化は今取り入れるべき課題であるということも含めて検討してまいりました。

木庭先生御指摘のように、その間にそれぞれ我が党としても警察あるいは検察の方からの意見のやり取りもさせていただきまして上で、今回の法案にまとめてきたという経緯でございます。

○木庭健太郎君 先ほど法務省刑事局長、警察庁の刑事局長が今後の適正化ということでこんな方向でやりたいという話をしたわけですね。それはそれで、これまでの捜査の在り方からすれば、私にはかなり変わつてきた部分もあるし、可視化についても初めて警察として、その内容がどうかということとは別に、踏み込み始めるということも出てきた。

私は、やっぱりそういった経過を踏まえる必要があるんじゃないかなという気もしているんです。つまり、試行するとおっしゃっているわけですから、それを十分踏まえる必要もあるでしょうし、またあわせて、一部録音、録画ということに、現実検察庁も既に行っている、警察が行う、こういった経過をやはり我々国会としては見詰める必要もあるのではないだろうか、こんな思いもするんですが、その点について法案提出者はどのようにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○松野信夫君 試行の状況について見詰めたらどうか、こういうお話であります。私は、まず一点、一部の録音、録画、これは既に検察ではもう始まっている。そして、警察の方でもやろうとしている。これは恐らく、録音、録画はやっぱりしなきゃならないだろう、こういうお気持ちを持つておられる。そういうお気持ちを保持しておられることは、これは評価をしたいと思います。

（理事山内俊夫君退席、委員長着席）
しかし、逆に考えると、一部の録音、録画、録音だけということになりますと、私はかえつて弊害が出るおそれもある、このように考えております。というの、要するに、無理やりに自供を迫つて自供させる、そのところはビデオに撮らない。も

うで上がった、もう観念をして自白をした、その後の言うならばおいしいところだけビデオに撮る、そういうのを場合によつては裁判員にも見せるといふことになる、実はそれがその自白、その自供、たつた場合でも、裁判員はそういうきれいにでき上がったところだけ見せられるということになると、ああ、この自白というのは真実だといふふうな誤解をしようとおそれがむしろあるのではないか、この点をやはり考えなければいけない。

ですから、やるなら私はもうやっぱり最初から一気にならなければいけない、特に警察段階で一気にならなければいけない、これを私どもは考えた、これが一つ。

それから、もう一つ指摘したいのは、確かに警察、検察の方で、長時間の取調べはいけませんとか、あるいは脅迫的、威迫的な取調べはいけませんとか、そういうような指針を出しておられる。しかし、これはまあ言うならば当たり前のことでありまして、残念ながら、これまでの歴史を見てまいりますと、そういうふうな一定の文書なり何なりで指針は出される、犯罪捜査規範というのもしちゃんと書いてある、こういう違法な取調べをしちゃいかぬと、あるいは取調べの相手方の気持ちも十分踏まえてやりなさいと、そんなことはちゃんと書いてあるけれども、現実にはそうなんじゃないかという長い歴史があるわけなんです。

そういう歴史をひもときますと、やはりここでも思い切つて全面的な可視化をしなければ、幾ら何回も何回も適正化適正化というのばかり繰り返していても現実には一向に適正化がならない、こういう歴史を私たちは学習すべきだと、こう思ひます。

○木庭健太郎君 その一方で、やはり全面可視化については、先ほど自民党の先生からも意見があり、また警察庁も意見を申し述べておりましたが、やはり全面的可視化、すべてを可視化ということになつてしまうと、取調べの最中に言及したような被害者のプライバシーという問題につい

て、それが後に公になつてプライバシー侵害という問題が起きるのではないかと指摘はいつもなされます。このプライバシー侵害という問題についてどうお考えになつていらっしゃるのかというのがまず一点、確認をしておきたいことであり、もう一つは、やはり可視化という問題、もう映るという問題、これも先ほどから大臣もおっしゃつていましたが、そうなる、やっぱり被疑者が供述をためらつてみたり、かえつてそのことが、犯罪動機を含めた事実の詳細の解明が不可能になつてしまつて、可視化によつて真実から遠のくというおそれはないのか。事件の真相をきちんとするというのがまさに捜査の基本であり、ある意味では被害者やその遺族に対してこたえられない結果になつてしまふのではないかと指摘があるのも事実であつて、この二点、プライバシーの侵害という問題、そして全面可視化が真実から遠ざける、この二点について、それぞれ民主党として、法案提出者としてどう考えているか、申し述べていただきたいと思ひます。

○前川清成君 そもそも、現在の取調べにおきましても、プライバシーにわたること等が取調べ室でやり取りされて、それがある場合には手控えに記載され、それが調書に記載されているということですので、取調べ室の中でプライバシーに関する情報がやり取りされるということは全然変わらないのではないかなと、そんなふうには思ひます。

ただ、ビデオに撮られて、それが流出することによつてプライバシーが侵害されてしまう場合もございまして、今回、法案の百九十八条の二の五項におきまして弁護士らに複製の適正管理義務を義務付けますとともに、第六項では弁護目的以外の利用を禁止しております、これに違反したときは八項で一年以下の懲役に科すことになっております。さらには、弁護士法七条一項によりまして禁錮以上の刑に処せられたときは弁護士資格を喪失することになりますので、十分なサンクションを置いていられるのではないかと、そんなふう

二点目の真相の解明について、これは先ほども何度かやり取りをいたしましたので、もうあえて重複はいたしません、私たちは、むしろこれによって真犯人が逃げないという意味で真相解明になると思っています。

それと、そもそも、今本庭委員が言及された、日本において精密司法と言われるような、動機であるとか本人の生い立ちであるとか、それが判決に詳細に書かれる。先日、光市の死刑をするかどうかの判決も、十時ごろに判決の言渡しが始まって、最後が読み上げられたのが十二時ごろ。二時間ぐらい掛かる判決というのは何百ページもの判決なんです、来年五月二十一日から裁判員裁判が施行されることになりました。そうなりますと、今まで精密司法と言われていた何百ページにも及ぶような判決を書くこと自体がかなわなくなってしまうので、裁判員の在り方が捜査に対して影響を与えてしまう、それゆえに今までの精密司法というのがそのままには当てはまらなくなるのではないかと、この点だけ御指摘を申し上げたいと思います。

○木庭健太郎君 その辺が、今、全面可視化にすぐ法律で踏み切るべきか、もう少し状況を把握すべきかと、その辺が少し考え方がいろいろあるなという思いをしながらお聞きをしております。法務省の方に少し確認をしておきますが、検察においては、取調べの録音、録画の試行を行っているというのを先ほどお話をされました。実際試行されてみて、その実施状況、効果について、特に取調べの適正の確保に資する面という面からどうその状況を把握されているのか、法務当局からお伺いをしておきたいと思っております。

○政府参考人(大野恒太郎君) 検察庁における取調べの録音、録画の試行でありますけれども、平成十八年の八月から実施されております。今年の三月末までに受理された事件について申し上げますと、三百八十八件既に実施をしております。去年の暮れの段階で百七十件ということを経験の検証で申し上げましたけれども、その後も

件数が増えているということでございます。今年の四月以降は、先ほども答弁申し上げました公明党の御提言も受けて、裁判員対象事件のうち自白事件については、一部の例外を除きまして、原則として全件、本格的な録音、録画の試行をしているということ、ますます件数的には増加することが見込まれるわけであります。

この試行の効果でありますけれども、今年の三月二十一日に公表されました最高検の検証取りまとめによりますと、試行した方法の録音、録画、つまり取調べの機能を損なわない範囲内で検察官が相当と認める部分を録音、録画するというやり方でありまして、これは裁判員裁判で自白の任意性を効果的、効率的に立証する手段になり得ると評価されております。

そうした方法であれば、取調べの機能を害することを防止することもおおむね可能ではないかと思われるわけでありますけれども、しかし検証の報告書の中には、被疑者が実際に供述態度や供述内容を変化させたというような例も報告されております。それからまた、録音、録画を拒否したという例も報告されておりますので、この辺りは今後更に試行を重ねて具体的に分析をしていく必要があるだろうというふうな考えをしております。

この取調べの録音、録画と取調べの適正の確保の関係についてのお尋ねであります、いったんこの録音、録画を開始いたしますと、仮に検察側の立証にとつてはマイナスの供述が出てきても、録音、録画を中断せずに最後まで録音、録画をすることにしておりますし、また事後の編集ということも禁じております。その録音、録画をする取調べの前に適正でない取調べが行われていた場合にも、それは録音、録画時における被疑者の供述内容や態度におのずと反映されることになり、捜査機関にいたしましては、言わば撮り直しの利かない本番の録音、録画を行うわけでありますので、取調べの適正確保に一層意を用いることになり、そうした意味で、今回やっている試行の方法は取調べ全体の適正確保にも資する面

があるというように評価しているところでございます。

なお、一つ申し上げますと、相当数の録音、録画の試行を行っているわけでありますけれども、実際にこれが裁判所に証拠として提出された例はまだ非常に限られているわけでございます。これは、実際はその自白の任意性というものが裁判で問題にされる例というのが決して多くないという実情を反映していることだろうというふうに考えております。

○木庭健太郎君 私も持ち時間がもう残り少なくなつたので、最後に大臣にお聞きしておきたいと思っております。

私は、海外の事例等を引くと、やはり全面可視化の問題というのは念頭に置きながら考えなければならぬ問題であり、その意味では、民主党さんがそういった問題提起をされたことについては私自身は高い評価をしております。

しかし、可視化の進展とともに、本当に捜査の手法というのを日本の場合どうすればいいのかというような整理が今我が国でまだ付いていないという気もいたしておるのも事実でございます。もし全面可視化という問題をするのであるならば、それとともにやはり刑事手続の見直し等を含めたものがセットになつた形ではないか。一番大きなことは、やはり刑事司法全体、そのバランスという問題も大変大きな問題だと思つておる一人でございます。

そういったことを含めて、大臣に対して、今回こういった法案出されたわけですが、この刑事司法の中における、どうこれを向上させ、その中で可視化という問題をどう位置付けていかれようとしているのか、大臣の見解を伺つて、私の質問を終わります。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 度々申し上げておりますように、犯罪のない国、社会をつくる、凶悪犯罪の少ない国家、社会をつくるというのが安全、安心という意味でも国民みんなの願いであらうと

思っております。

そのためには、犯罪を犯した人間が確実に検挙され、犯した犯罪が明らかにされ、教唆した人も共犯者も明らかにされて、正しく裁判を受け、正しく裁かれるということが一番大事なんだろうと思うわけでございまして、それぞれの国は同じような目標を持っておつて、独特の、独自の刑事司法制度というんでしょうか、あるいは捜査の方法というんでしょうか、そうしたものをつくり上げていくんだらうと思ひます。

例えば我が国では、確かに絶対あつてはならない冤罪ということをおもひ度々申し上げておりますが、これは、有罪率が日本は高過ぎるなどということをおもひますが、これは、被疑者といふか、この人は有罪であるという確信がもう極めて高いものにならなければ起訴はしないと。ところが、イギリス辺りは、五〇％ルールというんでしょうか、五〇％ルールというんでしょうか、この人が有罪か無罪かという確率でいうならば、有罪の確率の方が幾分高いなというときに起訴して裁判にかけるということが許されている。これは捜査手法の問題以前の問題として、全く違つた司法文化なんだらうと、私はそういうふうにとらえるわけでございまして、そういう意味で、外国でやつていながら日本もやればよいという考え方には全くくみする気持ちはありません。

ただ、木庭健太郎先生のおっしゃることはすべてごもっともでございます、ちよつと違つたところもあつたとしても、郷土の先輩の木庭先生のおっしゃることはおおむね全部理解できるわけで、だから、当面はとにかく間違つた取調べが起きないように、自白の任意性や信用性が高まるようにということで公明党さんの御提案はほとんど適正確保の方針に生かしてきていけると、こういうふうな考えをしております。

○木庭健太郎君 終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。この取調べ全面可視化の民主党案の審議入りを

私どもも強く速やかにということは今国会冒頭から、あるいは先国会から求めてきておりまして、その意味でも今日のこの実質審議入りというのは大変歴史的な意義が深いものだというふうに思っております。

これまでの各党の御議論をお伺いをしておりまして、やはりその感を深くしております。だからこそ、私は、この委員会でも、学識経験者ももちろんのこと、冤罪事件の被告人の皆さんも参考人としてお招きするなどして、この国の、私たちの国の刑事司法、中でも取調べを中心とした供述証拠の採取過程がどのような問題を抱えているのかと、このことを徹底して議論を尽くすのがこの参議院法務委員会の大きな国民的な役割なのではないかと思ひ、求めてまいりましたが、それが残念ながらかなわず、今日、この午前中の審議で採決を行うという方向が理事会で確認をされて、私は同意はしませんでした、極めて残念に思っております。

ここまでの議論をお伺いをしてしましても、様々な論点と、そしてそれぞれについての、私は半ば思ひ込みではないかという議論も散見されるところであります、これをきちんと国民的な議論に堪えるだけの審議を尽くすというのはこの国会の責任なのではないでしょうか。

これまで提案者の中からもこの法案の提出に至る経緯についてお話がございましたけれども、私なりに理解をするなら、従来の密室・人質司法、そしてその中で自白が強要され、それが調書という形で証拠化され、これに基づいて刑事司法が運営をされてきたと、それが数々の重大な人権侵害を生み出してきたということがとりわけ志布志事件、水見事件によって白日にさらされて、国民的な世論がこの捜査の適正、取調べの適正、可視化を求めているという状況の中での審議でございます。

もう一点は、裁判員制度の実施を前にして、多くの国民の皆さんがこの状況の下で、つまりこのような刑事捜査に関する人権侵害状況が伝えられ

る中で市民が人を裁くことができるのかと、この強い懸念がこれだけに声が上げられているわけですね。だからこそ、私たちが、立場の違いはあれ、徹底して審議を尽くして国民の皆さんにきちんと御判断のいただける議論にすると。民主党からも自民党からも、今日、国民の常識という言葉が出ましたけれども、どちらが常識にかなうのかというのは、これは国民の皆さんが決めることでございます。それをきちんとはつきりさせるのがこの国会の責任だということを改めて強く申し上げたいと思います。

そこで、私は今日、質問としては部分可視化という、特にこの一年の検察庁、警察庁の取組を提案者の皆さんがどのようにお考えかをまず伺いたいと思うんですけれども、通告の順番とは違いますが、まず警察庁にお尋ねしたいんです。

先ほど来、これまではやってこなかったが、部分的な録画、録音の試行をするというお話がありました。その計画の本身そのものはもう御答弁があつてからいいんですけれども、昨年ちょうどこの時期に、刑事局長とも私議論いたしました、警察庁はどのような録画、録音には大きな弊害があると。例えば、今日も出ました真実を語るということがためらわれるとか、あるいは組織犯罪の場合の報復のおそれがあるとか、プライバシー侵害のおそれがあるとか、そういったようなことが言われてきたわけです。

そのようにおっしゃって来た録画、録音の弊害というのは、これから試行しようとするその場面においては一体どうなるのかと私は理解がかなわないんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(米田壯君) 録音、録画につきましても、今委員も御指摘になりましたように、様々な弊害といえますか、そのマイナス点ももちろんあるのかと思います。

そういったことを、昨年に法曹三者の協議会に参加して、私どもも録音、録画ということについて議論に参加をいたしました。それから、検察庁が既に録音、録画の試行をしておりまして、そ

の試行の結果、どの程度の言わばマイナスがあるのかという対応でやればどの程度のマイナスがあるのかというようなことも慎重に見極めてまいりました。

そういった点を踏まえまして、今回、録音、録画の試行に踏み切るわけでございまして、その取調べ機能をやっぱり損なわないような形で、そして裁判員裁判の中で供述の任意性を効果的、効率的に立証していく方策を探るために今回試行に踏み切ったと、こういうものでございます。

○仁比聡平君 そうしますと、これから試行されるというその取調べの場面も、これは当然、何となくいうんですかね、リハーサルではなくて現実の事件の中で試行されるわけですから、当然、その事件の供述証拠の採取過程にかかわるお話をしなければいけません、そこについて取調べの機能は損なわれないと、録画、録音をしても損なわれないというふうな判断をされたんですか。

○政府参考人(米田壯君) これは、確かに御指摘のとおり、模擬裁判とか模擬捜査ではなくて現実の生の事件の中でやっていかなければいけませんので、当然試行でありまして、何らかの踏み出しはしなきゃいけません、余り大胆なことをやってしまつて、もしその事件の真相解明に大きな影響を与えるということであつてはならないと考えております。

したがいまして、試行の進め方については一歩一歩着実に、慎重にそういった取調べの真相解明機能を見極めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○仁比聡平君 ちょっと端的に聞きますけれども、試行の中ではどの場面をどういった判断によって録画、録音をするというふうに決するわけですか。

○政府参考人(米田壯君) 捜査が一定程度進展をいたした段階で、犯人が一応心から自白をしているというような場面がありますれば、それを、供述調書の録取内容を被疑者に読み聞かせ、そして署名押印を求め、そしてその後、自己が供述した

内容に間違いがないこと、任意にした供述であること等を語っているような状況、これを録音、録画することにいたしたいというふうに考えております。

○仁比聡平君 先ほど民主党の先生の質問の中にも出ましたけれども、今の局長の答弁は、心から自白をしているという場面以降の読み聞かせや捺印、そういったところを録画するんだと、そこに限るんだという理解でいいですね。

○政府参考人(米田壯君) 先ほど申しましたように、これ試行でございますので、ある程度いろんなことは試さなければならぬとは思っております。しかしながら、一方で生の事件を扱っておりますので、その事件の立件そのものが危うくなるということとはあつてはならない。そういったことで、今申しましたような方法で取りあえず試行をするということでございまして、試行の結果につきましましてまた検証いたしまして、その後更により良い方法を探つてまいりたいと、このように考えております。

○仁比聡平君 今の自白をしたというところからしか録画はしないとおっしゃっている点について、提案者のどなたかにお尋ねをしたいんですが、提案者のどなたかにお尋ねをしたいんですが、調査室の資料の中に、三月の自民党さんのこの問題についての中間提言ですか、というのの資料がございまして、その中に、裁判員制度の下で自白の任意性について裁判員にも分かりやすい立証を行うということが一つの目的として書かれているわけです。

今ほどの警察庁の御答弁からすると、心から自白をしておりますという被疑者の供述映像だけが録音、録画をされて、裁判員の前に出てくるのは、あるいは裁判官も含めて裁判所の前に出てくるのは、映像といえはそういう映像と。これが本当に裁判員制度の下での自白の任意性についての立証に資するのかと。私は逆に、裁判員を誤らせる、裁判所を誤らせるということになりはしないのかという強い懸念を持っております。

例えば、裁判所が去年の秋ですかね、十月、東京地裁でこれは検察取調べのこれ試行の中のDVDだと思えますけれども、これを証拠採用はして法廷で上映はしたけれども、裁判所は証拠価値を過大に見ることはできないという判決をした例がございます。御存じかと思えますけれども。この中で判決は、自白から一か月後に十分余の間、自白した理由、心境を簡潔に述べたものを撮影したにすぎず、自白に転じるまでの経緯を撮影したものではないと、調書の任意性についての有用な証拠として過大視することはできないというふうな判決をしたわけですね。

職業裁判官で刑事裁判の実情をよく心得ておられる裁判所にとってみれば、今検察庁やあるいはこれから警察庁が試行しようとしているそういう録画、録音というのは、そういう性格のものに私はなると思えます。けれども、こういった媒体がどんどんたくさん裁判所に出てくるという状況になったときに、裁判員がどんな心証を持つのか、あるいはそのような一部録画、録音を裁判員にも分かりやすい立証を行うものだというふうにとらえる立場というのは、一体その刑事裁判における事実認定や心証形成というのをどんなふうにお考えなんだろうかと改めて強く疑問に思うんですが、提案者、どなたかいかがでしょう。

○前川清成君 先ほど今野委員の質問に対して裁判員の皆さん方の負担という点でお答えをいたしましたけれども、裁判員の分かりやすさという点でもまさに同様ではないかと思っております。

すなわち、一部の可視化であれば、被告人が法廷で訴えている、脅迫されたとか、その違法、不当な取調べ状況というのは録音、録画されておりません。したがって、法廷で再現することができません。その結果、またやっぱり法廷で被告人質問と捜査官の証人調べという水掛け論を繰り返すことになって、結局、先ほど職業裁判官でさえその任意性の判断がなかなか難しいんだというお話を申し上げましたけれども、結局、裁判員の皆さん方にとっては、法廷で述べている被告人を信じ

ていいのか、捜査官を信じていいのか、全くつかみどころがない状況になってしまつて、一部可視化というのは大変大きな問題があるのではないかと私は考えています。

○仁比聡平君 法務省刑事局長に同じ点を尋ねておきますけれども、今、これまで試行してこれら部分的な録画、録音なんですけれども、これをどの場面を撮影するというにすることなのかというこの基準やその決し方、これについては、最高検の試行の検証についてという、そのものを見ますと、おおむね二つの類型が録音、録画の対象とされているというふうな分析もあるようですけれども、これ今どんなふうになっているのかという点、どうですか。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今委員が指摘されましたように、最高検の検証報告書には二つの類型が記載されておりますけれども、これはまだ試行の段階でありますので、そこに限定することではございません。要は、裁判員裁判の下で自白の任意性を効果的、効率的に立証するという観点から、最も適切と考えられる場面について録音、録画を試行していくということでございます。

同じ検証の報告書の中に、実際にどういう場面について録音、録画を行ってきたかというところもございまして、一番多いのがやはりその事件で争点となりそうな事実関係についての取調べ、これが一番多かったわけでありまして。それから、自白した理由について調べるということもございまして、また自白するまでの取調べの経過がどういうものだったのかという点について取調べを行うというふうなことも挙げられてるところでございます。

この辺り、先ほど申し上げたような目的に照らして、何が最も適切かという点で検察官が判断して試行しているという状況でございます。

○仁比聡平君 大野局長も、これまでのままでいいとは思っていらつしやらないのかなというニュアンスを今の御答弁の中でも感じるんですけど、

もうちょっと拡大していかないといいんじゃないのかという方向をお持ちなんではしょうかね。どうなのかな。いや、いや、もう答弁求めません、あえて。

検証の中で類型として二つ出ているのは、その一は、既に作成した証拠調べ請求を予定している自白調書、これを被疑者に示すなどして自白の自身について聴くという場合、二つ目は、被疑者の供述を録取した検察官調書について、被疑者が読み聞かせを受け閲読する場面、それを確認して署名する場面を録画、録音するというものという、この二つと言っているんですよ。

だから、警察庁がこれからやろうとしておられると御説明になっているのと大して変わらないですよ、と私は思うんですよ。それを裁判員を始めとした裁判所に、裁判員対象事件じゃなくてもですけど、争われたときに出して、だからといって、これまでの任意性をめぐる問題や供述の信用性をめぐる問題が解決されるとは私には到底思えないわけでございます。いづれにしても、その録音、録画を部分可視化という場合は、どこをやるのかというのはこれは捜査機関の側が決することになりますですね。

その警察やあるいは検察官が一体どのような立場でこれまで捜査をしてきたのかということが随分問題とされてきたわけですが、志布志事件について一つだけちょっと紹介をいたしますと、提案者の松野先生もこれからも恐らく随分取り組んでいかれると思うんですが、取調べ小票それから内部記録の問題がございまして。例えば、ある取調べ小票によりまして、ある被疑者はその志布志事件において、十三回の会合に出席して総額百七十八万円のお金をそれぞれ受け取ったんだというふうなことを取調べ室で供述させられているわけなんです。これはあり得ないことなんですね。

私もこの委員会でも四回の買収会合、その特定がどうしてなされたのかという議論をしてきましたけれども、実は、初めから四回というふうな鹿児島警は特定をしていたわけではなくて、ですか

ら、たたき割りが続けられていた時期の元被疑者の供述の中には、四回だとか七回だとか、十回だとか十回以上だとか、十三回ありましたとか、様々な供述が行われているわけです。こういったありもしない事実がさもあつたかのように供述がなされて、それがあり得ない形で一つに収められていくというプロセスが冤罪を生み出した、権力犯罪だと指摘をされているわけです。この過程を検証可能にすることなしに、一体どうやって再発を防止するのでしょうか。

もう一つ、内部記録にかかわって、検察が県警と訴訟方針の打合せをしているわけですけども、その中で川畑元被疑者の踏み字の問題についてこう言っているくだりがあります。これは松野先生、取り上げられたことがあつたと思えますが、磯辺警部が、結論は、すべては自白を得るための手段といえどもそれまでであるが、それで自白が取れるのかという疑問も感じる、結果的に有形力の行使と言われても仕方がないというふうなその会議で語ったときに、地検の検事は、今の警部の考えは絶対言わない方がいい、言えれば追及される、尋問されたらとばけて、意見を聞かれたら門前払いにするか、先ほどの警部の考えを証言したら結果的に自白を取るためと結論付けられ、国賠に対して物すごい影響を与えかねないというふうな、法廷でどう臨むべきかのアドバイスをしているわけですよ。

こういう警察官やあるいは検察官が、一〇〇%みんながみんなそうだとはいえませんが、だけれども、そういう取調べ官が自ら、この場面は録画する、こいつは今正直に語っているからこの映像を撮っていればこれは裁判員にいい説得材料になるだろうと、こんなやり方やつたら無法を覆い隠すということになるんじゃないですか。そして、実際そういうことが起こるんじゃないかという懸念が刑事司法への国民の信頼をどんどん深く傷つけていくし、そういった事態が取調べ室の中では行われているんじゃないかという思いを抱いたままの市民の裁判員が、どうやって出てくる証拠を

信頼すればいいんですか。

私は、こういう部分可視化というのは本当に極めて問題だと思いますが、こういった志布志事件の取調べ状況、その教訓から考えても、私は今こそ全面可視化こそが求められていると思います。提案者、いかがでしょうか。

○松野信夫君 もう私の方からさせて答弁する必要があるほど仁比委員の方が質問の中でお触れいただきましたので、私も仁比委員の今のお話、全く大賛成でございます。

先ほどから申し上げているように、一部の可視化をするというところ、どうしても取調べ側にとつて都合のいいところだけ録画、録音してそれを裁判員に見せる、これは結果的に非常に誤った、ミスリーディングなやり方になりかねないわけであります。それを、仁比さんも言われるこの志布志事件というのは、我々にある意味では悪い教訓として与えているのではないかと。ですから、その点を十分に私どもも検討させていただいて、やっぱりこういう権力的な犯罪、これをやっぱり防止する観点からも、全面的な可視化をしないとこえつて弊害が発生する、こういうふうに考えているところなんです。

○仁比聡平君 時間がもう少しになってきました、最後のテーマになるかもしれないんですけども、民主党の皆さんの御提案になるこの全面可視化ですね、これがかなったときに、その記録媒体をどのように使っていくのかという、この問題がございます。

私は、取調べの対象となる被疑者のプライバシーの問題とか、あるいは組織犯罪に關与する人物の背景、あるいは背景の陰の黒幕というような、こういう背景を取調べの過程で捜査機関が聴くということはあるし、それをしゃべるといふことはあり得ると思うんです。これが、カメラが入ることによってその話そのものが全くなくなるという状況になるのかと。これはそうなるから取調べのすべてが台なしになってしまう、根底から覆されてしまうというような趣旨

の御発言も今日もありましたけれども、これがそうなるという、何というんですか、科学的な言い方ですか、そういう供述心理といいますが、そういうものというのは、私はこの国会の場では議論をされてないと思うんです。

一年前から、警察の取調べ官はそう思われるかもしれないけれども、だけれども、そのことというのは何に基づいてそうおっしゃっているんですかといいますが、今も御発言がありましたけれども、経験に基づくものですよというお話があるんですよ。そうすると、刑事司法は一切触つていけないということになるでしょう。なるでしょう。だから、そのことをきちんと議論をしていかなければならないんですよ、徹底して。

私は、実際にカメラが入っても、それは最初戸惑いはあるかもしれませんが、今試行の中で、いや、カメラ遠慮してくださいとおっしゃる被疑者がいるのかもしれないけれども、それはそれが当たり前になればさしての問題は起こらないのではないかと私は思っているんですが、それが正しいかどうか皆さんとよく議論をしながらいきたいと思います。

ただ、録画、記録媒体をどう使うのかという問題。刑事裁判は公開の法廷ですから、この場ですべてが上映されるということになれば、うちの親分は実はこういうふうな指示をしましてというふうな話をしゃべりにくいという人が出てくるというお話もあるのかもしれないんですが、この辺りを、つまり刑事訴訟法上の媒体の利用の仕方というのをどういうふうにかえるかと。これまででは検察の側が有罪立証をするというそのために必要な証拠請求をされて、それを裁判所が採用するかどうかという場面で議論されていたと思うんですが、これからはどうすると思うお考えでしょうか。

○松野信夫君 また大変いい御質問をいただきました。最初の前半部分について、私の経験からしても、案外、例えば暴力団員が親分のことあるいは

組織のことというのはこれはしゃべっているんです。しゃべらない人はしゃべらない。これは、テレビが入ると入るまいと、しゃべる人はしゃべるとし、しゃべらない人はしゃべらないんです。

私自身の経験から言うと、日弁連の民事介入暴力対策委員会というものがあつて、これは暴力団対策をやつていたんです。私もそのメンバーになつておりまして、当時、日弁連は法務省、警察の方の御協力をいただいて膨大な暴力団員がかわつた供述調書を見させていただき、それを分析して、暴力団員というものが親分のこと、組織のことをどういうふうにしてしゃべっているのか、これを徹底して調べたことがありました。私もかなりチェックしましたけれども、供述調書の中でかなりしゃべつています。うちの組は組長がだれ、若頭がだれ、こういう指示系統になつています、これちゃんとしゃべつています。だから、しゃべる人はしゃべります。ですから、こんなのは供述調書として僕らも見れるわけですから、ですから、テレビカメラが入つたから一切それはしゃべらなくなるというふうなことは私はならないだろうというふうに思つております。

ですから、そういうふうにして撮られたビデオというものは、あくまで供述調書の任意性があるのかどうかというために実際の法廷で取調べがなされるわけですから、我々は全面的な可視化、全面的に録画、録音というふうなこの法案ではうたつておりますが、現実に法廷で取り調べられるというのは、何もそれを全部再生するというわけではなくて、やっぱり任意性の点を判断するに必要限度、あくまで弁護人から見てその防御に必要な部分に限つて法廷で再生される、こういうふうにかえていきます。

○仁比聡平君 時間が残念ながらなくなりましたけれども、論点をきちんと整理して、現場の実態を、何というんですか、やじの、怒号の飛ばし合ひではなくて、きちんと事実としてこの委員会の場にテーブルのせて、各党いろいろな懸念もあるいは国民的な期待もある中ですから、この議論を

徹底して尽くすということがやっぱり求められているというところを改めて強く申し上げまして、私の質問を終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

いわゆる取調べの可視化法案、やつと本日、実質審議にたどり着くことができました。昨年の十月にこの法案、参議院に出されたわけでございますけれども、この間の提案者の御努力、御見識に心から敬意を表させていただきたいというふうに思っています。

私も今日の議論を聞いておまして、本当にたくさん論点が出てまいりました。願わくば、このことについてもう少し議論を掘り下げる、あるいは私の場合は、研究者等々をこの委員会に呼んでいただいて、今の訴訟構造とかかわりとかあるいは取調べの実務なども踏まえながらもう少し議論を続けてほしいと。そういう思いは強くあるわけでございますけれども、今日で採決ということでございますので、残念ながらそれに従わざるを得ません。是非、今日の委員会でのこの法案をすつきりと通していきたく、こういうふうに通じているところでございます。

最初に、法務省の方にお尋ねをしたいというふうに通じておりますが、私どもは取調べの全過程の録音、録画、これが必要であると、こういう立場。一部の可視化はかえつて問題をおかしくする、真実の発見を遠ざける、そういう懸念すらあると、こういうふうに通じておるわけでありまして、皆さんはそういう立場ではない。皆さんは、今日もいろいろ御答弁あるいは発言ございましてけれども、説得を通じて被疑者と取調べ官との信頼関係を築くことが可視化をやる上での困難になり、被疑者に供述をためらわせる要因となる、その結果、真相をその分遠ざけてしまつと、こういう議論をされているわけですね。これはこの委員会でもそうですし、この間ずっとそういうことをやつてこられました。

そこで、お尋ねをしますが、志布志事件では結

局十二名の元被告のうち半数以上の方が自白をして
いるわけですね。富山水見事件でも被告人と
されていた方は取調べでは自白をしているわけ
です。最初にお聞かせをいただきたいのは、こう
した人たちは、志布志あるいは水見で自白をした人
たちは、取調べ官の説得を通じた信頼関係に基づ
いてこれは自発的に自白をしたと皆さんはおし
やるんですか。これは先ほど来いろいろ議論があ
りましたけれども、これは是非聞かせていただ
きたい。

私は率直に言いまして、密室に連れ込んで、こ
れは言葉は悪いけれども、締め上げて、よく言
言葉ですよ、それで引き出したと、そのまさに
端的な表れだと、こういうふうにいるんだけれ
ども、皆さんは、志布志あるいは水見の自白をや
った人たちについては取調べ官との信頼関係の中
で自発的に話していただいたと、今でもそういう
ふうにおっしゃるんですか、明確に御答弁くだ
さい。

○政府参考人(大野恒太郎君) 志布志事件につ
いて申し上げれば、判決の中でも誘導的等の取調
が行われたというふうな認定が行われておりま
す。したがって、その志布志事件における自
白が、先ほど申し上げた説得によって信頼関係が
形成され、それによって真実が吐露された、そ
ういう見方はしてならないところでございます。

○近藤正道君 富山。
○政府参考人(大野恒太郎君) 富山につきま
しては、取調べの適不適については特段の指摘はな
かったかというふうには理解しておりますけれど
も、しかし最高検の検証の中でも、この事件にお
いても供述の信用性、自白の信用性の吟味等に
おいて十分でなかったという反省がなされてお
りまして、その意味で、この水見事件におきま
しても、取調べも含めて反省すべき点が多々あ
ったというふうに理解しております。

○近藤正道君 富山事件についても、水見事件
についても、誘導、脅迫、違法の取調べによつて
虚偽の自白が行われたという整理でいいんでし
ょう。

端的に答えてください。
○政府参考人(大野恒太郎君) 答弁は先ほど申
上げたとおりでございます。

○近藤正道君 全然はつきり答えられない。
法務大臣にお尋ねをいたしますが、二〇〇七
年、去年です、二〇〇七年の五月の十八日、国
連の拷問禁止条約に基づく日本政府の第一回報告
に関する国連拷問委員会の最終見解が出されま
した。この中で同委員会は、日本政府に対して、取
調べの可視化ほか四つの点について一年以内に日
本政府の情報提供、追加の情報提供を求めた。こ
の期限が先月の末なんです。

そして、私はどういふふうな日本政府が報告を
するのか注目しております。当然取調べの可
視化を実現すべきだと、国連の拷問禁止委員会
はそういう意見を述べて、それに関する日本政府
の情報提供でございますので、日本政府の立場はも
とよりのこと、この間、取調べの可視化をめぐ
って様々な議論があった。とりわけ志布志とか水
見事件、あるいは北九州の事件、引野口という
ことで、こういうことについてはやっぱり言
及をされて、我々としてはこういう立場で取調べ
はやっていくけれども、こういう問題も起こつた
と、その上で我々としてはこういうふうにした
い、こういう報告は当然国連に対してなされるべ
きだ、なされるというふうには思っている、私
はそういうものもちゃんと踏まえて日本政府とし
てやっぱり報告をすべきだという質問を委員会
でもしております、この間、この拷問禁止委員
会の委員が来て院内で集会があったときに、民
主党の委員の皆さんも共産党の委員の皆さんも、
やっぱりちゃんと現実、日本でも起こっている
という問題についてもちゃんと報告すべきだ、こ
ういふふうなところで法務省の担当者にお話を
された、ところが、先月の末に出たこの日本政
府の情報提供を見ましたら、こういう志布志も
富山も北九州の事件も一切書いてない、ネグ
ラれていない。

そして、単に、今言った、信頼関係に基づいて供
述を得るんだ、それが必要なんだというきれい
事、建前論を言っている。そして、今この委員
会でも、志布志についても、とりわけ富山につ
いては反省の弁もない。

これでは私は、こんなことをやっているから、
先ほど来議論がありましたけれども、やっぱり
しっかりと取調べの可視化、こういう形できち
と枠をはめないと、結局密室の中に被疑者を
連れ込んで締め上げる。つまり、自白は証拠
の王だ、その証拠の王を引き出すためには多少
のやり方もある、それは我慢してやらねばなら
ない、この論理の下でこれからはもうずつと行
うんではないか、私はそう思えてならない。

何で日本政府は、国連の拷問禁止委員会の直
接の報告に対して、こういう、日本で今これ
大きな問題になっているまさに取調べの可視
化に直接にかかわるような事件を全部報告の
中から消し去るのか。大臣からは是非その辺
のところをお聞きしたい、こういうふうには
思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 一年前、昨年の五
月に、先生御指摘のとおり、国連の拷問禁止
委員会に、留置されている者の取調べに弁護
士、弁護人が同席できるようにすることなど
を勧告をしまして、それに対して一年以内に
答え、情報提供という形で答えをいただく
ことであつたわけでござい
ます。

今回の情報提供では、確かに、御指摘のよう
に、水見事件あるいは志布志事件、引野口事
件については触れておりませんが、これは個
別の事件について回答せよということではあ
りません、それから、取調べの適正化につ
いては、取調べの適正化については今後、私
全文を実は読んでまだないんですけれども、
こういうふうなやり方というふうな形で情報
提供、すなわち警察も検察も共に取調べの
適正化の方策を決めております。そうした内
容を盛り込んで情報提供を行ったということ
であらうと思っております。
一年前の勧告は確かにいろいろなことが書
いてありまして、弁護人が被疑者に付き添
うような話だけでなく、すべての取調べの電
子の及びビデオによる記録、取調べへの
弁護士のアクセス及び立会いなんて書いて
ありますから、これは当然可視化のことも含
まれているわけでございます。が、いつも申
上げておりますように、それは拷問禁止委員
会からの勧告ではあります、それが、それぞ
れの国にはそれぞれの文化、文明、社会構
造、事情等がある、それぞれの国が独自の判
断で犯罪のない世の中を、あるいは凶悪犯
罪の少ない世の中をつくるために刑事司法
制度をつくつていっているわけでございます
ので、我が国としてはこういうやり方でや
っております、改善すべき点はこんなふう
に考えておりますという情報提供をしたこ
とで、私は十分だと思っております。

○近藤正道君 それぞれの国の固有の文化、
それに基づく刑事政策、これがあるという
ことについては私は否定するものではござ
いませぬ。
その上でお尋ねをするんですが、これち
よと通告をしていないんですが、是非大臣
の決意を伺いたしたいんですが、日本政
府は自ら国連人権理事会の理事国に立
候補して、この間、二回ここに当選して
いるわけですよ。ここで政府は、国連人
権法の枠組みに従うことを国連の場で誓
約しているんです。人権理事会によつて
示されたすべの勧告についてはやっぱり
基本的に前向きに従う、尊重する、こ
ういふ態度を持つていかなるべき
なんではないかと。

国連の、日本政府が批准して参加して
いる国連拷問禁止条約に基づく委員会が、
数度にわたつて、代用監獄の話ありま
すけれども、今日は取調べの可視化の話
ですからこれに集中いたします。が、こ
れについてはやっぱり問題がある、身柄
を拘束された者についてはちゃんと録画
をして、そういう監督の下でやっぱり置
かなければおかしいですよ、これが世界
の人権のスタンダードですよ、こ
ういふことを言っているわけですから、
人権理事会に二回立候補して当選した、
世界のまさに人権の先進国た
らんとする日本がこ

れを無視するというのは私はおかしい。これは基本的に尊重するという態度が、大きな方向性がきちつとやっぱり示されなければ、人権理事会の理事国として私は恥ずかしいのではないかと、こういうふうにいるんですが、大臣の所見といいましようか、決意を聞かせてください。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 人権については非常に難しい概念の問題があるかと私は思っています。もちろん、今、従来から話題になつております人権擁護法関係の事柄もござりますけれども、例えば私は、肅々と死刑を執行いたしますと人権無視だとしばしば言われる。しかし、私は逆に、人権や人の命をとんでも大事に思えばこそ、その人権、最高の人権である人の命を奪った人に対して厳しい判断が下ることも当然あるべしと、死刑という制度を認めておりますし、また、そのような判決を受けた人は肅々と執行されるべきだと考えるわけです。人権重視の考えだからこそ、言わばやや厳罰的な物言いになるというケースが多いと思うわけでございます。

したがって、私は、この刑事司法制度はそれぞれの国に根付いたものがある、それぞれの国に一番いいものがあると。そのことで、そういうその国独特のやり方で犯罪を減らすこと、凶悪犯罪を減らすこと、これは人権を守る最高の政策だと私は考えます。

○近藤正道君 皆さんが当初は取調べの可視、絶対目と。それが今度は一転して一部の可視を認めた。まず法務で始まって、次警察へ入った。やつぱりこれは、世界の人権の流れに抗するわけにはいかないという形でそういう方向に転換されたんだらうというふうに思つて、その意味では、これは評価しなきゃならぬところもあると思うんだけれども、今日ずっと議論がありましたけれども、一部可視は逆にマイナスの側面、かえつておかしくなるんじゃないかという議論がまさに今沸騰しております、その辺のところについて、まさにもう一步の御努力を是非お願いをしたい、こういうふうにいるんです。

とにかく、この間皆さんがおっしゃるんで、もう私はあえて申し上げる必要もないんですけども、一部録音、録画では、この間の志布志事件を見ても、これは問題何にも解決していないわけですよ。逆に、全部きれいにしておしるいをしてお化粧をしてきれいなところだけ写真撮られたつて、かえつて問題の本質を隠べいしてしまふ。あるいは踏み字事件だつて、これでは全く、一部可視ではあ、先ほど来議論がありましたけれども、試行とはいへ、大阪地裁あるいは東京地裁で、一部可視については証拠能力を否定したり、あるいは証明力を大きく減殺をした、こういう判決が出ているわけでございます。

一部可視、録画では、こういうやつぱり弊害、結局やつてもその前がおかしければみんなやり直さなきゃならない。この辺の弊害が現に大阪地裁、東京地裁で指摘をされているわけですが、この弊害については、法務省、こういうふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 今のお話は、確かに一部の録音、録画ということで、検察も警察も、検察は昨年、警察は今年からということなのだろうと思つております。一部といつても、撮り始めたら、録画ですね、中断はしないとか、あるいは編集はしないとかというようにすることで二重トリプル性を確保しようとしていると思ひます。

今先生おっしゃったのは、つまり、DVDだと思ひますが、それが自由の任意性か信用性か私忘れましたが、その証拠としては採用されなかった。ということとは、実にいいところ取りでなくて二重トリプルに撮つておられることの証明ではないかなと、こう思ひます。

○政府参考人(大野恒太郎君) ただいま大臣から答弁申し上げた点につきまして、技術的な点について事務当局の方からお答えさせていただきますけれども、自由の任意性も含めまして、検察官に立証責任があるわけでありまして、実際にその犯罪を立証するのには自由調書ということに

なるわけでありまして、その自由調書の任意性を立証する手段として録音、録画をしているということでございます。

検察官に立証責任がありますから、その録音、録画等を用いて裁判官あるいは将来は裁判員が、まあ裁判員が関与する場合でありますけれども、任意性があるという認定に達しない場合には、その不利益は検察官に来る、つまり証拠として自由調書が採用されないということになるわけであり

ます。裁判員裁判を目指して試行をしているわけでありまして、もちろん検察官としてはそれがプラスになることを期待しているわけでありまして、しかし、実際の裁判の例等を見るとそれでマイナスという判断もあり得る。それでいいんだらうというふうに考えているわけでありまして、つまり、自由のその任意性をめぐつて長く審理が続くということとは、裁判員裁判の下ではやはりもうそれはあつてはならない事態であります。

したがって、立証責任を負う検察官としては、ここを見てくださいということ録音、録画を補助証拠として請求する場合がありますけれども、それで心証が取ればもちろん検察官のねらいどおりということになるわけであり

ますけれども、逆にそれではやはりその任意性についての心証が来ないということであれば、それは任意性が否定され、自由調書の採用が行われないということでも、これは制度が当然に予想しているわけでありまして、先ほど大臣が二重トリプルだというふうに申し上げましたけれども、それはそういう趣旨でございます。

○近藤正道君 おかしな論理。それは検察官に立証責任がありますから、それは検察官が自業自得でそれをやればいい。ただ、どこから始めてどこで終わらせるか、それは全部検察官の自由ですよ、裁量ですよ。その中で検察官がそれはやる。それはその結果、否定される場合もあれば肯定される場合もある。

私は、東京地裁と大阪地裁以外にこういうケースあるのかつて聞いたら、一切調べてない、法務省は。本当なのか。私はまだほかにもあるんじゃないかと思うんですよ。裁判所がこの間、試行でDVD等についてどういう判断をしたのか。あるのかつて聞いたら、それは一切統計取つてないから分からない。全く私はあれなんですけれども。

ただ、いずれにしても、検察官はそれはいいかもしれないけれども、裁判員がたまつたもんじやない、こんなことをやられて。結局、その一部録音、録画やられたと。ところが、その録音、録画される前の取調べにやつぱり問題があると、こういうふうには被告が言つた。そういう弁護方針が示されれば、結局前に戻つて例の水掛け論をやらなきゃならぬわけでしょう。それじゃ裁判員がたまらない。前川さん、そうでしょう。

そのことについてもう一度、今までいろいろお話が出ましたけれども、これでは裁判員、ほんの数日で遠くからこの忙しいのに出てくるのに、場合によつてはそんなに多くはないかもしれぬけれども、また延々と水掛け論やられたらたまらない。まさにその禍根を断つために、それは最初から最後まで、このやつぱり原則をこの際打ち立てなかつたら、裁判員制度たまつたものではない、私はそう思うんですが、いかがですか。

○前川清成君 先ほど木庭委員にもお答えしたとおりでございます。違法、不当な取調べがあつて、被疑者が抑圧されてしまつて虚偽の自白をしてしまつた。その後から、抑圧されて虚偽の自白をした後から録音、録画が始まつたならば、法廷で被告人が、いや実は捜査段階でこうこうこういうことがありましたと、だから私はその自白をしてしまいましたと、こういうふうに言うたところで、その状況については全く証拠が残つてない。そうすると、繰り返しになりますけれども、捜査官の尋問と被告人質問とを延々繰り返すことになつてしまつて、職業裁判官でさえ分からない任

意性に関する判断を市民である裁判員の皆様方にお願ひすることになる。結局は何も分らないまま御判断いただくことになって、裁判員の皆さん方の御負担が大変大きくなるのではないかとこのを危惧するゆえに、私たちは一部可視化では駄目なんだ、全面可視化でなければならぬ、という信念を持っていてございいます。

○近藤正道君 先ほど、この可視化が実現すると捜査の支障を招くのではないかと、この国の治安が維持できないのではないかと、こういう懸念が示されました。

そこでお尋ねをしたいんですが、取調べの可視化、これはまさに世界の刑事司法の一つのスタンダードに私は今なりつつあると。この間、いろいろ少し調べてみましたけれども、これを取り入れている国はどんどん今増えている。アメリカでもそうでありまして、韓国でもそうでありまして、アメリカの状況等についても少し勉強させていただきましたけれども、私が見る限りにおいては、やっぱり導入の際には、みんな取調べ当局はこれについて、こんなことをやったら犯罪人が増える、治安が維持できない、物すごい反対をした、どこでもそうだったと。しかし、可視化をやったら治安が悪化したと、こういう話は特段私が調べた範囲ではないんですが、皆さん、これを提案するに当たって、取調べを可視化を実現したところでどんな弊害があるのか、本当に治安が何かしなくなったのか、真実が発見できないような事態になったのか、捜査官はみんな自信喪失に陥って、まあ今まで密室に連れ込んでやっていたわけですが、それができなくなると、もう何にもお手上げだと、こんな場面なんて出たんでしょ、お聞かせをいただきたいというふうに思っています。

○松野信夫君 外国の方では今可視化が大きな流れになっている、それは委員御指摘のとおりでありまして、私も、この法案作成するに当たって外国の例を大分調べさせていただきました。日弁連も調べております。また、法務省当局も調べ

ておるようでございまして、法務省当局からもういうお話は聞いておりますが、可視化が実施されたことによつて、例えばしゃべらなくなったとか治安が悪くなったとか、そういうような弊害は出ていないというふうに聞いております。

むしろ、今委員も指摘ありましたように、大体どこの国も可視化を導入するについては取調べ側は反対をするんです。イギリスもオーストラリアも反対をしていたんです。ところが、実際に可視化が導入された後、むしろこれを積極的に活用するということで大きく受け入れているということ、むしろ弊害どころではない利益の部分が出てきている、こういうふうに見ております。

というのも、やっぱり可視化を導入するということは、別にそれによつて特別に弁護側が有利になるとか検察側が有利になるとかそういうわけではなくて、あくまで中立、客観的に振るわけなんです。ですから、取調べをする側にとつても、いざとなつたときには適正な取調べをしたじゃないかというところで、我が身を守る役目もこの可視化というのが果たしてくるわけでありまして、ですから、そういうことで弊害は出ていないということなんです。

○近藤正道君 最後に、この可視化法案のもう一つの目玉であります検察官手持証拠のリスト開示についてお聞きしたいというふうに思っています。

松岡発議者にお聞きしたいと思うんですが、これまで数々の刑事事件、とりわけ被告人が無罪を争ってきた事件で、検察官の手持証拠のリストを開示されていけば真相が明らかになつたと思われる事件があると聞いておりますが、なぜ今の現行法、まあ今の現行法ではリストの開示をしないですね、現行法では駄目なのか、リスト公開が必要なのか、リスト公開がない場合、公開がないためどんな弊害があつたか、実際にどのような例を把握されておられるか、今回の法案ではその点どのようにこれが改善されているのか、松岡発議者の御答弁をいただきたいと思ひます。

○松岡徹君 ありがとうございます。

今回の法案の中に、証拠開示といひますか証拠のリストの開示というものが入つておりまして、今もありましたように、元々可視化法と言われているこの今回の法案は、すなわち事実の解明でありまして、特に、この法案の提案する背景となつた様々な冤罪事件があります。その冤罪を起こした原因が一つは自白の強要というのが言われてきました。過去にも様々ありましたけれども、一九八〇年代に松山事件とか免田事件、財田川、次々と死刑判決による再審の無罪判決が出ました。それれが共通しているところは自白の強要でありました。自白の信憑性が問われていくということがありまして、今なお、再審事件ですけれども、例えば袴田事件であるとか松山事件というのがあります。それれが本裁判になつて自白を翻しているということでもあります。

そのときに、やはり証拠が、元々証拠というのは、当然検察の側は、起訴する側はこの被疑者が犯人だということを証明するための証拠を提出しますが、弁護側は当然弁護する側でありますから無実であるというような証拠を集めようとしてます。あるいは、その証拠のほとんどが警察や検察が持つています。証拠開示を求めます。しかし、これは証拠開示を求めてもすべて開示されているわけではありません。そういう意味では、弁護する側にも公平に客観的な証拠は開示すべきだというのが一つであります。

もう一つは、今回、証拠開示のリストというのは、すなわち客観的な証拠を保管しているのは検察でありますから、どんな証拠があるのかというのが全く弁護側には分からない。すなわち、その証拠を要求する、請求するにしても、どんな証拠があるのか分からない状態では請求のしようがない。

私は長年松山事件の再審無罪の取組をしてまいりました。その中で松山弁護団がずっと証拠開示を求めてきました。数年前に検察の方に求めたら、検察の方の答えは、証拠は積み上げれば二、

三メートルあると言われました。二、三メートルあるけれども一体何が証拠としてあるのか分からない。そして、二十数年来その証拠が開示されていないという状況であります。

証拠が一体どんなものがあるのかというのが、これは松山事件の再審事例でありますけれども、今の現実の事件についてもそういうことが起きているということでもありますから、やっぱり証拠についてはどんなものがあるのかというものをしっかりと公表する、そしてそれを見た弁護団がこの証拠とこの証拠を開示してほしいというのを初めて選べるわけでありまして、それこそ公正な裁判が運営されていくというふうになるのではないかと、そういうふうに思つておりまして、そういう意味で極めて大事な観点でもある証拠開示のリストという法案でございいます。

以上です。

○近藤正道君 終わります。

○委員長(遠山清彦君) 他に御発言もないようですから、質疑は結局したものと認めます。

本法律案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本法律案に対する意見を聴取いたします。鳩山法務大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 本法律案については、政府としては反対であります。

○委員長(遠山清彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、青木幹雄君及び木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として長谷川大紋君及び浜四津敏子君が選任されました。

○委員長(遠山清彦君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表して、刑事訴訟法の一部改正案に対して賛成の討論を行います。

ます。

我が国の被疑者取調べについては、代用監獄に最大二十三日間の留置、勾留、早朝から深夜まで一日十時間を超えて行われることが多いと指摘をされ、しかも細切れ逮捕、勾留により二十三日間を大きく超える留置、勾留が行われること、そして、任意の取調べまでもが自白強要の場とされてまいりました。

志布志事件においては、被疑者を大声でとなりつけ、机をたたき、いすをけり、うそをつくな、死刑にしてやるなどと脅し、踏み字を強要し、認めれば家に帰してやるなどと利益誘導を図り、恐怖にさらされた多くの被疑者らはノイローゼ、うつ病、自殺未遂などに追い込まれました。鹿児島地裁判決は、選挙違反事件の核心を成すところの四回開かれたとする買収会合事件そのものがあつたとは言えないと認定し、起訴事実を排斥いたしました。この事件は、代用監獄における違法捜査と人権じゅうりん、弁護権の侵害、そして検察に追従した裁判所による身柄拘束など、我が国刑事司法が抱える構造的なあらゆる問題を提起していると言わなければなりません。

本法案に賛成する第一は、被疑者の供述及び取調べの状況の全過程が録音、録画により記録されることから、取調べの透明性が確保され、違法、不当な取調べや虚偽自白の強要から被疑者の防御権や黙秘権などを保障することができること、また自白の任意性、信用性の判断における客観的な証拠として冤罪を防止する大きな力になることです。

第二に、新たに始まる裁判員制度を前に、だれにも理解される、分かりやすい、信頼に足る記録が必要だからです。

相次ぐ冤罪により、今、司法への国民的不信任はかつてなく高まっています。国連人権委員会や国連拷問禁止委員会の厳しい指摘を謙虚に受け止め、真に人権のとりでとして司法の民主化を大きく前進させるためにも、今こそ捜査の全過程の可視化が必要不可欠であることを強調し、賛成討論を終わります。

○委員長(遠山清彦君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(遠山清彦君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

(速記を止めてください。)

○委員長(遠山清彦君) 速記を起こしてください。

○委員長(遠山清彦君) 速記を起こしてください。

○委員長(遠山清彦君) 法務及び司法行政等に関する調査のうち、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、千葉景子君、今野東君、南野知恵子君及び浜四津敏子君の四名を代表いたしました。南野知恵子君から委員長の手元に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案の草案が提出をされております。内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。南野知恵子君。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

ただいま議題となりました性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案の草案につきまして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

法律においては、性別の取扱いの変更の審判の要件として、性同一性障害者であることのほか、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいないこと、生殖不能の状態にあること等を規定しております。

これらのうち、「現に子がいないこと」とするいわゆる子なし要件は、子がいる性同一性障害者にも性別の取扱いの変更を認めた場合には、親子関係などの家族秩序に混乱を生じたり、子の福祉に影響を及ぼしかねないなどとする議論に配慮して設けられたものであります。これに對しては、子がいる性同一性障害者等から法改正の要望が出されている一方、その家族の一部からは慎重な検討を求める意見も出ているところであります。

本草案は、以上のことを踏まえ、子の福祉に配慮しつつ、子なし要件の対象を未成年の子に限定し、子がすべて成年に達している場合には性別の取扱いの変更を認めようとするものであり、性別の取扱いの変更の審判の要件のうち、「現に子がいないこと」を「現に未成年の子がいないこと」に改めることとしております。

なお、この法律の施行期日については、公布の日から起算して六月を経過した日とするともに、性別の取扱いの変更の審判の制度について、改正後の法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする旨の規定を置いております。

以上がこの法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(遠山清彦君) 本草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言願います。――別

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

(参照)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律(案)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「子」を「未成年の子」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。

(検討)

3 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

理由

現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取扱ひの変更の審判をすることができるようになるため、性別の取扱ひの変更の審判に関する要件のうち、現に子がいないこととする要件を現に未成年の子がいらないことに限定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に、治安維持法国家賠償法（仮称）を制定することに関する請願（第二五八四号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二五八五号）（第二五八六号）（第二五八七号）（第二五八八号）（第二五八九号）（第二五九〇号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二五九一号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二六三三三号）（第二六三三六号）（第二六三七号）

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願（第二六四五号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二六四六号）

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願（第二六四九号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二六五〇号）

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願（第二六五九号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安

維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二六六三三号）

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願（第二六六五号）

一、選択的夫婦別氏の導入などの民法改正に関する請願（第二六六七号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二六六八号）

一、国籍選択制度の廃止に関する請願（第二六七六号）

一、成人の重国籍容認に関する請願（第二六七七号）

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（第二六七八号）

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願（第二六七九号）

第二五八四号 平成二十年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に、治安維持法国家賠償法（仮称）を制定することに関する請願

請願者 福岡市中央区大名二ノ二五ノ一五〇二 内田朋道 外九百九十九名

名 紹介議員 洲上 貞雄君

再び戦争と暗黒政治を許さないために治安維持法体制の復活に反対する。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。

二、国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。

第二五八五号 平成二十年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 福岡市中央区大名二ノ二五ノ一

五〇二 川口伊智子 外五百名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二五八六号 平成二十年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 山形県長井市宮一、四二二 小島 敏雄 外九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二五八七号 平成二十年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 長野市栗田九二三 山本和夫 外 千名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二五八八号 平成二十年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 秋田市新藤田字治郎沢六ノ一一 讃岐谷省一 外三千六百四十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二五八九号 平成二十年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 富山県水見市仏生寺四、八三四 岩本博之 外九百九十九名

紹介議員 又市 征治君

請願者 熊本県八代市古閑中町三、〇三六 森野陽子 外五百一名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二五九一号 平成二十年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡南部町内船八、九五〇ノ一 佐野とし子 外二百八十七名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二六三五号 平成二十年五月十六日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市杭瀬南新町四ノ九ノ二 小林小五郎 外二千九百九十二名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二六三六号 平成二十年五月十九日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 茨城県土浦市中六九四ノ五 古沢 喜幸 外三百十九名

紹介議員 藤田 幸久君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二六三七号 平成二十年五月十九日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 熊本県合志市須屋一、四七八ノ一七 太田靖久 外四百五十三名

紹介議員 喜納 昌吉君

第二六四五号 平成二十年五月十九日受理
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

請願者 堺市中区深井清水町三、八四五ノ

紹介議員 尾立 源幸君

家族の形態やライフスタイルは多様化し、婚姻や家族の役割などに対する個人の考え方や意識も大きく変化している。また、女性の社会参画が進む中、婚姻による改氏によって不利益を被るのとは多くの場合女性であるため、氏を変えたくないと考ええる人が増えており、婚姻や出産をためらう女性さえ見受けられる。憲法第二四条では、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれている。人権が最大限に尊重され、自由と平等が保障される豊かな社会を構築するためには、氏の決定においても個人の自由意思をできるだけ尊重し、選択の幅が広く許容される制度が必要である。

ついては、男女の実質的平等の保障及び個人の自由意思尊重の観点から、また安心して結婚、出産、子育てのできる環境整備のため、次の事項について実現を図りたい。

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入すること。

第二六四六号 平成二十年五月十九日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 北海道苫小牧市日新町四ノ四ノ一

二ノ二〇五 小柳高夫 外四百九十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二六四九号 平成二十年五月十九日受理

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

第三部

法務委員会会議録第十四号

平成二十年六月三日

【参議院】

義成 外三十七名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第二六四五号と同じである。

第二六五〇号 平成二十年五月二十日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 香川県東かがわ市引田二、九一四

ノ三 八田桂子 外四百九十九名

紹介議員 植松恵美子君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二六五九号 平成二十年五月二十日受理

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

請願者 川崎市麻生区虹ヶ丘一ノ七ノ一

白城達也 外三十八名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二六四五号と同じである。

第二六六三号 平成二十年五月二十日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 愛知県一宮市開明字出屋敷七七ノ一

多々見修三 外五百名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二六六五号 平成二十年五月二十日受理

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

請願者 兵庫県尼崎市塚口本町一ノ二一ノ

一一 手崎道雄 外四百十六名

紹介議員 糸数 慶子君

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓や事実婚や通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数いる。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に基づき社会制度の確立が求められている。婚姻の際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届出により別姓夫婦となれるような法整備が必要である。一九九六年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正要綱を答申してから一二年が経過している。女性一六歳・男性一八歳という婚姻最低年齢の差異や女性にのみ再婚禁止期間があるという男女差別の解消、婚外子の相続差別の廃止、離婚後三〇日以内の出生子を前夫の子と推定する七七二条の改定も緊急の課題である。国連女性差別撤廃委員会は二〇〇三年、民法に存在する差別的規定の撤廃を日本政府に勧告した。国際人権(自由権規約委員会や国連子どもの権利委員会も、日本の婚外子差別は平等原則に反するという勧告を出している。差別的規定の撤廃は、一九九五年の北京行動綱領で各国政府が二〇〇五年までに果たすべきとした約束でもある。男女共同参画社会基本法に基づく基本計画(第二次)は「家族に関する法制の整備」について「世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ」国民の議論が深まるよう引き続き努める」としている。政府は国際的基準に見合う男女平等、人権確立の実現のため、世論の動向に影響を与えるよう努力すべきであり、既に世論調査では選択的夫婦別姓の導入賛成が反対を上回っている。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正をする

こと。

第二六六八号 平成二十年五月二十一日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 宮城県名取市増田二ノ二ノ三六

庄司武彦 外五百名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

第二六七六号 平成二十年五月二十一日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国イヴリンヌ県ル・

シエネ市トックヴィルスクエア

二 鴨志田さと子 外三十九名

紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二六七七号 平成二十年五月二十一日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 フランス共和国イヴリンヌ県ル・

シエネ市トックヴィルスクエア

二 鴨志田さと子 外三十九名

紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二六七八号 平成二十年五月二十二日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 東京都足立区弘道二ノ九ノ六ノ三

〇二 小野塚一雄 外四百九十九名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。

平成二十年六月十一日印刷

平成二十年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K